

米国の州および地方団体の選挙

財団法人自治体国際化協会

(ニューヨーク事務所)

目次

はじめに

概要

第1章 米国の州および地方団体の選挙	1
第2章 高齢者および身体障害者に対する選挙対応	31
第3章 米国の電子投票	45
第4章 2002年中間選挙の概況	73
第5章 フロリダ州における選挙の執行(2002年中間選挙)	85

細目次

はじめに

概要

第1章 米国の州および地方団体の選挙	1
1 選挙の種類	
2 選挙のスケジュール	
3 政党の認可	
4 立候補(被選挙権)	
5 選挙人登録	
6 選挙人登録名簿(州全体の選挙人登録名簿データベース)	
7 選挙人登録者の本人確認	
8 在外投票	
9 投票所	
10 選挙人登録名簿に名前がない場合の投票	
11 不在者投票	
12 投票用紙の様式	
13 選挙の当日の勤務および就学体制(州の職員、民間企業、学校)	
14 選挙当日の投票所近くでの選挙運動	
15 出口調査の規制	
第2章 高齢者および身体障害者に対する選挙対応	31
1 情報提供	
2 投票所におけるバリアフリーおよび投票所へのアクセスを容易にする取組み	

- 3 投票時の対応（車いすの使用、投票機器）
- 4 視覚障害者への対応（投票用紙）
- 5 高齢者および障害者のための不在者投票
- 6 痴呆性老人および知的障害者の選挙権
- 7 少数民族の言語による選挙時の情報提供
- 8 カリフォルニア州ロサンゼルスカウンティにおける高齢者および障害者に対する取組み

第3章 米国の電子投票 45

第1節 投票方法 45

- 1 投票機器
- 2 投票機器の種類
- 3 投票システムのガイドライン(Voting System Standard)作成
- 4 各社の電子投票機器

第2節 「2002年米国投票制度改善法」 (Help America Vote Act . (H.R.3295)) 52

第3節 各州における電子投票の実践 55

- 1 カリフォルニア州リバーサイドカウンティ
- 2 テキサス州タラントカウンティ
- 3 テキサス州ハリスカウンティ
- 4 メリーランド州

第4章 2002年中間選挙の概況 76

- 1 連邦上院議員
- 2 連邦下院議員
- 3 州知事・州議会議員
- 4 ブッシュ大統領の選挙応援
- 5 選挙資金
- 6 出口調査

第5章 フロリダ州における選挙の執行(2002年中間選挙) 88

- 1 マイアミデイドカウンティの概要
- 2 iVOTRONIC の概要および操作方法
- 3 デイドカウンティの選挙執行体制
- 4 選挙従事者の仕事および訓練ガイド
- 5 選挙従事者用マニュアル
- 6 選挙人への広報および啓発
- 7 11月4日（選挙日の前日）の投票所の模様

- 8 11月5日（選挙当日）の投票所の模様
- 9 11月6日（選挙の翌日）の集計所の模様（パームビーチカウンティ）

はじめに

我が国において2001年1月30日に電磁的記録式投票機を用いて投票を行うことができることを定めた「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が成立し、2002年2月1日から施行された。この法律は地方選挙に電子投票の道を開いたものであり、何よりも画期的なことは地方公共団体自らが投票方法を選択することができるようになったことである。同法の施行により、2002年6月23日に岡山県新見市において初めての電子投票が行われたのを皮切りに、2003年2月2日に広島市安芸区で電子投票が行われ、その後も宮城県白石市など数団体が電子投票の実施に関心を寄せている。

アメリカでは、2000年の大統領選挙での投票用紙の問題以来、電子投票を導入する州が次々と増えてきている。

また、パンチカードシステムなどの旧式の投票機器を使用している州が、新しい投票機器に変更する場合には、連邦政府が一定額の補助金を支給する等の条項が盛り込まれた「2002年米国投票制度改善法」(Help America Vote Act. (H. R. 3295)) が2002年10月29日ブッシュ大統領によって署名されたことにより、この流れは広がっていくものと考えられる。

本レポートでは、電子投票の状況に焦点をあてたものではあるが、第1章では、その前提として、それぞれ異なる選挙制度を持つ州がどのように選挙を執行しているのかということについて説明し、第2章では、高齢者および身体障害者の投票への参加を容易にする取組みについて述べ、続く第3章で、州またはカウンティが、どのように電子投票を導入したか、第4章では、2002年の中間選挙の概況、第5章では、その中間選挙で、実際に電子投票を使用した投票がどのように行われたか2つのカウンティでの状況を紹介することとしている。本レポートが日本の自治体等で、電子投票導入を考えておられる方々をはじめ選挙事務関係者のお役に立てれば、幸いである。

なお、本レポートの作成にあたっては、メリーランド州、リバーサイドカウンティ、タラントカウンティ、ハリスカウンティ、マイアミデイドカウンティ、パームビーチカウンティ、全国選挙管理委員会連合会の関係者など多くの方々に貴重な資料、ご助言をいただいた。ここに改めて厚く御礼申し上げる次第である。

概 要

第 1 章 米国の州および地方団体の選挙

本章では、米国の州の選挙の執行について説明する。米国では日本と異なり、各州または地方団体が独自に法律等で選挙の執行方法を定めている。任期、予備選挙の方法、立候補の条件等が異なるほか、選挙人の登録についてもノースダコタ州のように選挙人登録が必要ない州からデラウェア州のように州の永住権が必要な州まで様々である。不在者投票について自由にできる州、何らかの理由が必要な州、またその理由についても様々である。このような各州によって異なる選挙の執行について項目別に紹介していくものである。

第 2 章 高齢者および身体障害者に対する選挙対応

本章では、米国の高齢者および身体障害者の投票への参加を容易にする取組みを米国会計検査院 (United States General Accounting Office (GAO)) のレポート (「VOTERS WITH DISABILITIES Access to Polling Places and Alternative Voting Methods」) を中心に各州の状況について説明するとともに、投票権法 (Voting Right Act.) による少数民族の言語による選挙時の情報提供についても併せて紹介するものである。

第 3 章 米国の電子投票

本章では、米国でどのような投票機器が使用されているか、その使用割合、投票システムのガイドラインについて説明するとともに、併せてカリフォルニア州リバーサイドカウンティ、テキサス州タラントカウンティ、テキサス州ハリスカウンティ、メリーランド州における電子投票の導入の経緯、使用機器等について現地調査をもとに紹介するものである。また、2000 年の大統領選挙の後にフロリダ州で起こったような投票の問題を防ぐことおよび選挙手続きを明確にするために作られた「2002 年米国投票制度改善法」(Help America Vote Act. (H. R. 3295)) について、併せて紹介をするものである。

第 4 章 2002 年中間選挙の概況

本章では、共和党がジंकスをうち破り、下院および知事選で過半数を維持するとともに、上院においても過半数を獲得し圧勝した 2002 年の中間選挙の概況について、連邦上院議員、連邦下院議員、州知事、州議会議員選挙の結果等について New York Times 等の記事から、紹介するものである。

第5章 フロリダ州における選挙の執行(2002年中間選挙)

本章では、中間選挙の前日、当日のマイアミデイドカウンティでの選挙の執行および選挙の翌日のパームビーチカウンティの実際の執行の様子について現地調査をもとに紹介するものである。

第 1 章 米国の州および地方団体の選挙

1 選挙の種類

米国の選挙は、大きく分けると連邦政府、州政府、市町村の 3 つに分類される。

(1) 連邦政府

- ① 大統領：任期 4 年 国民の一般投票により選ばれた選挙人が、
(president) 大統領を選出
- ② 上院議員：任期 6 年 各州から二人ずつ選出
(senate) 2 年ごとに 1/3 の議員が改選(100 人)
- ③ 下院議員：任期 2 年 各州の議員は人口に応じて決定¹されるが、
(house of representatives) 州は少なくとも一人の下院議員を持つことができる。(435 人)

(2) 州政府

基本的には、①～③の任期であるが、ニューヨーク州他 10 州²の上院議員の任期は 2 年。アラバマ州、ルイジアナ州、メリーランド州およびミシシッピ州の下院議員の任期は 4 年である。また、バーモント州とニューハンプシャー州の州知事の任期は 2 年である。ネブラスカ州では、一院しか存在せず「Senate」と呼ばれている。

- ① 上院議員(senate)：任期 4 年
- ② 下院議員(assembly³)：任期 2 年
- ③ 州知事(governor)：任期 4 年

(3) カウンティおよび地方団体

州政府の選挙よりさらに多様性を増し、一般的な共通のルールは存在しないといっても良い。任期も各自治体により異なり、1 年から 4 年にわたっている。議員選挙の場合、同時選挙(concurrent)のタイプと時差選挙(Staggered)のタイプに分けられる。「同時選挙」とは、すべての議席が任期満了とともにいっせいに改選されることをいい、「時差選挙」とは議席の半数若しくは 1/3 が何年かおきに改選されることをいう。

¹ 下院議院の 435 議席のうち、50 州それぞれが下院に 1 議席を得る権利を憲法により与えられ、他の 385 議席については、国勢調査の結果をもとにした各州の人口によって議席を調整のうえ割り当てられる。州の人口が他の州と比較して大きく変化すると下院はその州の議員の定数を増減し再配分を行う。また、憲法は選挙区の人口が殆ど等しいことを要求しているため、各州はたとえ州の議員の定数に変更がなくても、州内の人口の変化により区割見直しの過程を踏まなくてはならない。

² アリゾナ州、コネチカット州、ジョージア州、アイダホ州、メイン州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、バーモント州

³ General Assembly, House of Representatives とも言う。

2 選挙のスケジュール

日本では、政党の候補者は政党組織によって選出されるが、米国の二大政党（民主党・共和党）の候補者は、政党支持者が直接投票する予備選挙（primary election）において指名される。予備選挙で選ばれた両党の候補者はその後の一般選挙（general election）において決選投票が行われる。

なお、党の候補者が1名しかいない場合には、予備選挙は行われない。

(1) 予備選挙

① 選挙権

すべての州で共通しているのは、以下の3点であるが、そのほかの要件については州またはカウンティにより異なる。

- ・アメリカ合衆国市民であること。
- ・18歳以上であること。
- ・州の住民であること。

② 執行方法

予備選挙の執行方法⁴は各州法によって定められているが、ほとんどの州では、実際の選挙の執行（投票機器の選択、開票、集計等）については、州法の範囲内において各カウンティの選挙管理委員会に委任している。

予備選挙は大きく分けて

- ア 党員だけに選挙権を認めている「閉鎖型予備選挙」（closed primary）
- イ 党籍および党資格がなくても選挙権を認める「開放型予備選挙」（open primary）

の二つに分けられるが、「閉鎖型予備選挙」を採用している州が多い。

(2) 決選投票(run off)

多数の候補者が立候補した場合によく見られるケースであり、予備選挙において過半数の票を獲得したものがいない場合に獲得票の多い上位2名によって決選投票が行われる。

(3) 一般選挙(general election)

大統領選挙、連邦上下院の選挙と地方団体の選挙を同日に行うところが多い。予備選挙で選ばれた両党の候補者およびその他の独立系の候補者が一般選挙に臨むこととなる。

(4) 補欠選挙(special election)

議員の辞職、死亡等の理由により、欠員になった場合に議員を補充するために行われる選挙。選挙の執行については、各州法によって定められる。



⁴ 予備選挙の行われる日も州およびカウンティによって異なる。

州別予備選挙の方法

(出典: Federal Election Commission(FEC)資料より作成)

	政党登録の有無	選挙方法		政党登録の有無	選挙方法
Alabama	無	オープン(公開投票)	Montana	無	オープン(秘密投票)
Alaska	無	ランケット	Nebraska	有	クローズド
Arkansas	無	オープン(公開投票)	Nevada	有	クローズド
Arizona	有	クローズド(無党派可)	New Hampshire	有	クローズド(無党派可)
California	有	ランケット(州の選挙) クローズド(大統領選挙)	New Jersey	有	クローズド
Colorado	有	クローズド(無党派可)	New Mexico	有	クローズド
Connecticut	有	クローズド	New York	有	クローズド
Delaware	有	クローズド	North Carolina	有	クローズド(無党派可)
Washington DC	有	クローズド	North Dakota	無	オープン(秘密投票)
Florida	有	クローズド(無党派可)	Ohio	無	オープン(公開投票)
Georgia	無	オープン(公開投票)	Oklahoma	有	クローズド
Hawaii	無	オープン(秘密投票)	Oregon	有	クローズド
Idaho	無	オープン(秘密投票)	Pennsylvania	有	クローズド
Illinois	無	オープン(公開投票)	Rhode Island	有	クローズド(無党派可)
Indiana	無	オープン(公開投票)	South Carolina	無	オープン(公開投票)
Iowa	有	クローズド(無党派可)	South Dakota	有	クローズド
Kansas	有	クローズド(無党派可)	Tennessee	無	オープン(公開投票)
Kentucky	有	クローズド	Texas	無	オープン(公開投票)
Louisiana	有	ランケット(州の選挙) クローズド(大統領選挙)	Utah	有	クローズド(無党派可)
Maine	有	クローズド	Vermont	無	オープン(秘密投票)州 オープン(公開投票)大統領
Maryland	有	クローズド(R)(無党派可)	Virginia	無	オープン(公開投票)
Massachusetts	有	クローズド(無党派可)	Washington	無	ランケット(州の選挙) クローズド(無党派可)大統領
Michigan	無	オープン(秘密投票)	West Virginia	有	クローズド(R)(無党派可)
Minnesota	無	オープン(秘密投票)	Wisconsin	無	オープン(秘密投票)
Mississippi	無	オープン(公開投票)	Wyoming	有	クローズド
Missouri	無	オープン(秘密投票)			

(用語説明)

ランケット 全ての立候補者が記載された投票用紙で投票

クローズド 登録した党员のみ投票可能

クローズド(無党派可) 登録した党员のみ投票可能だが、無党派の投票者も投票可能

オープン(公開投票) 有権者はいずれの党の候補者にも投票できるが、選挙の当日に自分がどの党に投票するかを公表しなければならない

オープン(秘密投票) 有権者はいずれの党の候補者にも投票でき、また、選挙の当日に自分がどの党に投票するかを公表する必要もない

R(Republican Party) 共和党

D(Democratic Party) 民主党

※ ルイジアナ州では、連邦上院および下院の予備選挙は行っていない。

3 政党の認可

政党の法的規制等については州レベルで行われている。州法に規定する条件を満たして認可された政党だけが、政党とみなされる。各州によって規則が異なることもあり、政党であるための法的要件は州によって厳しいところとそうでないところがある。例えば、ニューヨーク州では、直近の州知事選挙に出馬した党の候補者が最低5万票を獲得していなければ、公式の党として州の認可はされない。

4 立候補（被選挙権）

立候補予定者は、候補者登録のための願書をカウンティの選挙管理委員会に提出し、登録料を支払う必要がある。また、願書の提出には、立候補者の所属する選挙区の一定割合の有権者（選挙人登録がされている有権者）の推薦書が必要である。推薦書には有権者の住所が記載され、署名がされていなければならないが、これはその有効性を確認するためのものである。その後、選挙を総括するカウンティの選挙管理委員会が、立候補予定者が資格要件を満たしているか確認し、全てを満たしていると判断された場合、初めて公式な候補者として認められる。

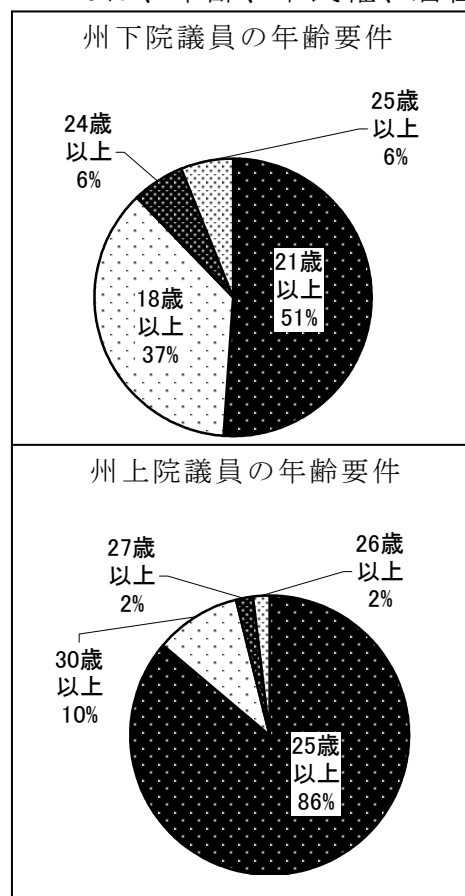
州上下院議員および州知事の資格要件については、年齢、市民権、居住期間等が州法によって定められている。

(1) 州上下院議員

① 年齢要件

年齢要件は全ての州で定められており、下院議員の場合、21歳以上としている州が25州と最も多く、次いで18歳以上が19州、24歳以上が3州、25歳以上が3州となっている。

上院議員の場合、下院議員の年齢よりも高い年齢をもって要件としている州が多く、具体的には25歳以上としている州が43州と多い。ケンタッキー州、ミズーリー州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、テネシー州の5州が30歳以上とし、デラウェア州が27歳以上、テキサス州が26歳以上としている。



② 居住要件

ある一定期間州の居住者であることを要件としている州が多い。最短は1年以上、最長はニューハンプシャー州の上院議員に係る7年以上である。また、選挙区の居住者であることを要件としている州もあるが、60日以上という州から2年以上とする州まで様々である。

③ 市民権

アメリカ合衆国市民である他にアラバマ州、デラウェア州等の州では州の市民権を保有することが必要である。

④ その他

このほかにも過去における重罪の経歴等を持つ者に対し、制限を課している州もある。

(2) 州知事

① 年齢要件

年齢要件はカンザス州、マサチューセッツ州、バーモント州以外の全ての州で定められており、30歳以上としている州が34州と最も多く、次いで25歳以上と18歳以上がそれぞれ6州、31歳以上が1州となっている。

② 居住要件

ある一定期間州の居住者であることを要件としている州が多い。最短は30日以上、最長はミズーリー州の10年以上である。

③ 市民権

アメリカ合衆国市民である他に州の市民権を保有することが必要な州もある。

④ その他

このほかにも過去における重罪の経歴等を持つ者に対し、制限を課している州もある。

5 選挙人登録

米国では、一般的に選挙権を持つ市民であっても選挙人登録をしなければ、投票できない仕組みとなっている。登録要件は各州によって異なっている。なお、異動したとき、氏名の変更があったとき、自分の支持する政党が変わったときには再度登録をしなければならない。

登録には直接選挙管理委員会に行く方法、電話で登録をする方法、郵送による方法、ウェブサイトでのオンライン登録による方法があり、締切り日は各州によって異なる。アイダホ州、メイン州、ミネソタ州、ニューハンプシャー州、ウイソコンシン州、ワイオミング州のように選挙の当日に投票所で登録をすることが可能な州もある。

また、カリフォルニア州では、家庭内暴力、ストーカーの被害者が登録を行いやすいように住所等の登録情報を極秘情報として取り扱うサービ

スを行っている。手続きは、セーフ・アット・ホーム登録所(Safe at Home enrolling agencies)の極秘有権者登録申請書(confidential voter registration affidavit)に記入するだけである。一度登録をすると自動的に不在者投票有権者(absent voter status)となり、自宅でプライバシーを侵害されることなく、郵送により投票することができる。

(1) 連邦選挙民登録法(National Voter Registration Act.)

「連邦選挙民登録法」(以下「NVRA法」という。)は、1993年に登録方法を簡略化し、投票率の向上を図る目的で制定された。

NVRA法ができる前は、各州で登録手続きが煩雑あるいは不明確であったが、NVRA法の施行により、ほとんどの州の選挙人登録様式は統一⁵されるとともに、登録を希望する者は、陸運局⁶(Motor vehicle)、社会保険事務所、図書館、大学等あらゆる場所での登録および郵送による登録が可能となった。

FECの調査によると1999年から2000年の間に選挙人登録をした者のうち38%が陸運局で登録し、また31%が郵送により登録をした。

NVRA法による共通登録申請書

Voter Registration Application
For U.S. Citizens

You can use this form to:
 register to vote
 report that your name or address has changed
 register with a party

This space for office use only.

Please print in blue or black ink.

1	Last Name	First Name	Middle Name	(Circle or Jr, Sr, III, IV)
2	Address (see instructions) - Street (or route and box or PO), Apt. or Lot #			City/Town
3	Address where you got your Mail (Different From Above (see instructions))			City/Town
4	Date of Birth Month / Day / Year	5	Telephone Number (optional)	6
7	Choose Party (see item 7 in the instructions for your state)			8
9	I certify that I: <input type="checkbox"/> am a United States citizen <input type="checkbox"/> meet the eligibility requirements of my state and am not subject to any oath restriction <input type="checkbox"/> (See item 9 in the instructions for your state before you sign) The information I have provided is true to the best of my knowledge under penalty of perjury. If I have provided false information, I may be fined, imprisoned, or (if not a U.S. citizen) deported from or refused entry to a United States. If this applicant is unable to sign, who helped fill out this application? Give name, address and phone number on this label.			Please sign in blue or black ink. Date: Month / Day / Year
10				

Fold here

Please fill out the sections below if they apply to you.

If this application is for a change of name, what was your name before you changed it?

A	Last Name	First Name	Middle Name	(Circle or Jr, Sr, III, IV)
---	-----------	------------	-------------	-----------------------------

If you were registered before but this is the first time you are registering from the address in Box 2, what was your address where you were registered before?

B	Street (or route and box number)	Apt. or Lot #	City/Town	State	Zip Code
---	----------------------------------	---------------	-----------	-------	----------

If you live in a rural area but don't have a street number, or if you have no address, please show on a map where you live.

Write in the names of the crossroads (or streets) nearest to where you live
 Draw an X to show where you live
 Use a road to show any streets, churches, stores, or other landmarks near where you live. End at the name of the landmark.

C	Examples: Groovy Store Woodchuck Road Under School	<input type="checkbox"/> Groovy Store <input checked="" type="checkbox"/> Woodchuck Road <input type="checkbox"/> Under School			NORTH ↑
---	---	--	--	--	---------

To Mail:
 1. Address the back of this application (see address under your state)
 2. Remove plastic strip below.
 3. Fill in the mail and seal strip.
 4. Put on a first-class stamp and mail.

⁵ 各州のホームページによるとノースダコタ州は選挙人登録制度がないので対象外であり、ワイオミング州は州法を変えない限りこの様式を使用することができなく、ニューハンプシャー州では市または町の職員が自らの不在者投票の申請のためだけに使用できる。

⁶ 18歳以上の国民の訳90%は運転免許証か陸運局発行の身分証明書を所持している。

(2) 選挙人登録要件（選挙権を有する者）

アメリカで投票を行うためには、ほとんどの州で選挙人登録をしなければならない。選挙人登録をするためには、いくつかの要件が州ごとに定められており、各州によって異なるが、基本的には①から③までの

- ① アメリカ合衆国市民であること
- ② 18歳以上であること
- ③ 州の住民であること

の要件をほとんどの州は求めている。なお、このほかに重罪の経歴、裁判所によって精神的無能力者の宣告をされていないかということを経験要件にしている州もある。

選挙人登録に必要な要件

(出典：Federal Election Commission(FEC)資料より作成)

州名	区分	年齢制限 (投票日以前に18歳以上)	居住要件			その他の要件	NVRA法による郵便登録 締切(投票日前)
			州内	カウンティ	選挙区		
Alabama		○	○			A・C・D	10日前
Alaska		登録の90日前に18歳以上	-			A・E	30日前
Arizona		○		投票日の29日以前		A・C	29日前
Arkansas		○	○			A	30日前
California		○	○			A・C	15日前
Colorado		○	投票日の30日以前			A	29日前
Connecticut		17歳以上*	○			A・C	14日前
Delaware		○	州の永住権必要			A・C	20日前
Florida		17歳以上*	○	○		A・C・D・E	29日前
Georgia		○	○	○		A・C	第五月曜日まで
Hawaii		16歳以上*	○			A・C	30日前
Idaho		○		投票日の30日以前		A	25日前
Illinois		○	投票日の30日以前		投票日の30日以前	A・E	28日前
Indiana		○			投票日の30日以前	A	29日前
Iowa		17歳6ヶ月以上*	○			A・C・E	10日前
Kansas		○	○			A・C・E	15日前
Kentucky		○		投票日の28日以前		A・C・E	29日前
Louisiana		17歳以上*	○			A・C	30日前
Maine		17歳以上*	○		○	-	10営業日前
Maryland		○	○			B・C	21日前の21時まで
Massachusetts		○	○			A(+贈収贈)・C	20日前
Michigan		投票の30日以前に18歳以上		投票日の30日以前		A・C	30日前
Minnesota		○	投票日の20日以前			A・C	21日前の17時まで
Mississippi		○		投票日の30日以前		A・B・C	30日前
Missouri		17歳6ヶ月以上*	○			A・B・C	28日前
Montana		○		投票日の30日以前		A・C	30日前
Nebraska		○				A・C	第3金曜日まで
Nevada		○	投票日の30日以前		投票日の10日前	A・C・E	第五土曜日の21時まで
New Hampshire		○	州に永久的な居住を持っている。			A	10日前
New Jersey		○	投票日の30日以前			A	29日前
New Mexico		○	○			A・C	28日前
New York		12月31日までに18歳以上	投票日の30日以前(NY市含む。)			A・C・E	25日前
North Carolina		○	投票日の30日以前			A・C・E	25日前
North Dakota						選挙人登録制度がない。	
Ohio		○	○			A・C	30日前
Oklahoma		○	○			A・C	25日前
Oregon		○	○			-	21日前
Pennsylvania		○	投票日の30日以前		投票日の30日以前	-	30日前
Rhode Island		○	投票日の30日以前			A	30日前
South Carolina		○	○			A・C・E	30日前
South Dakota		○	○			A・C	15日前
Tennessee		○	○			A・C	30日前
Texas		17歳10ヶ月以上*	○			A・C	30日前
Utah		○	投票日の30日以前			A・C	20日前
Vermont		○	○			A・C・D	第2土曜日まで
Virginia		○	○		○	A・C	29日前
Washington		○		投票日の30日以前		B	30日前
West Virginia		○	○			A	20日前
Wisconsin		○	投票日の30日以前			A・C	13日前
Wyoming		○	○			A・C	郵便登録を認めない。

*: 投票日には18歳以上であることが要求される。

A = 重罪の有罪判決を受けていない。受けたとしても現在市民権が回復している。

B = 破産罪の有罪判決を受けていない。受けたとしても現在市民権が回復している。

C = 裁判所等により精神的無能力者の宣告をされていない。

D = アメリカ合衆国憲法及び州法を堅守することを宣誓する。

E = 他のおいかなる場所においても投票権を主張しない。

6 選挙人登録名簿（州全体の選挙人登録名簿データベース）

州および各地方団体はそれぞれ選挙人登録名簿を作成しているが、州全体の選挙人名簿データベース（以下「全体の選挙人名簿」という。）については、取り扱いが各州によって異なる。

(1) 全体の選挙人名簿の整備状況の類型

全体の選挙人名簿の整備状況については、4つに分類することができる。

① 「統一型データベース」(Unified database)

州と地方団体が、一つのデータベースを共有しているもの。データの修正は、州または地方団体の選挙管理委員会がそれぞれ直接行うことができる。

2002年2月現在、10州がこのシステムを使用しているが、そのうち9州は選挙人登録者数が300人未満の人口であり、一番大きいのはミシガン州の499万人と比較的小さな州で採用されている。アラスカを除くほとんどの州のデータベースは、州およびカウンティの選挙管理委員会によって管理され、双方ともにデータの変更または修正する権限をもっているが、アラスカ州では、州だけが管理およびデータの変更または修正をする権限も持っている。

② 「接続可能な集積型データベース」

(Accessible compilation database)

地方団体のデータベースのデータを集積して州のデータベースとして使用するもの。それぞれの地方団体からデータベースに接続することができるとともに、地方団体は名簿への追加、削除あるいは変更のための権限を単独に持っている。州のデータベースは1年に1度しか変更されないので、各カウンティで持っている選挙人名簿のデータとの間にはタイムラグが生じる。

2002年2月現在、13州がこのシステムを採用しているが、アラバマ州、コロラド州、コネチカット州、アイオワ州、モンタナ州およびノースカロライナ州の6州で、「統一型」と「集積型」が混合したシステムを実行している。このシステムは、地方団体が自らのデータベースを持ち、そのデータを州が集計するか、統一型のように州のデータベースを自分のデータベースとして使用するか選べるものである。このシステムは、自らコンピュータシステムを持つことができない小さなカウンティに有益である。

③ 「接続不可能な集積型データベース」(Compilation database)

地方団体のデータベースのデータを集積して州のデータベースとして使用するもの。地方団体は名簿への追加、削除あるいは変更のための権限を単独に持っているが、それぞれの地方団体から接続することはできない。

2002年2月現在、14州がこのシステムを採用している。

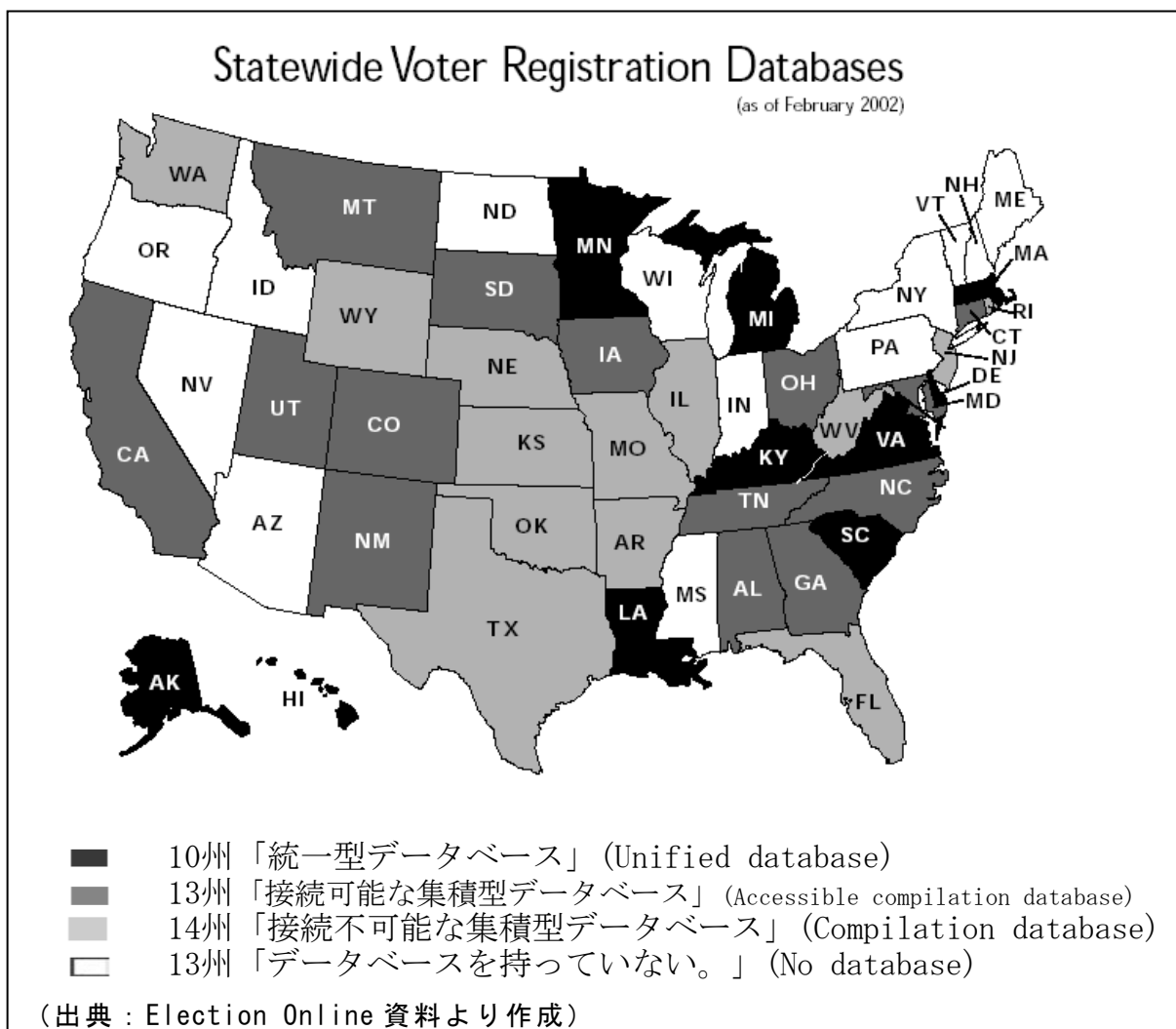
④ 「データベースを持っていない。」(No database)

州は、各カウンティに選挙人名簿の統計を送るよう要求をするが、全体の選挙人登録名簿を作成するわけではない。

2002年2月現在、8州がこのシステムを採用している。

(2) 必要経費

どれだけの機能を付加⁷するかによって経費が変わってくる。全体の選挙人登録データベースを構築するためにモンタナ州では10万ドル、ペンシルバニア州では850万ドルの経費を要する見込みである。ミシガン州では選挙権を有する者のデータベースを作成するだけで760万ドル、メンテナンスに毎年140万ドルを要する見込みである。



⁷ 州のデータベースと一体化するものか、他の州政府機関とリンクさせているか、フォーマットを標準化し、共通のソフトウェアを使用するか、新しいハードウェアおよびソフトウェアを購入するか等

州全体の選挙人登録名簿の有無

(出典：Election Online及びU. S. Census Bureau資料より作成)

区分 州名	Population 18 and over	Total registered	Percent registered	Unified database	Accessible compilation database	Compilation database	NO database	
Alabama	3,278	2,411	74.6		○			
Alaska	412	299	74.9	○				
Arizona	3,524	1,879	60.0				○	
Arkansas	1,893	1,125	60.8			○		
California	24,749	13,061	65.8		○			
Colorado	3,049	1,954	68.5		○			
Connecticut	2,415	1,510	67.4		○			
Delaware	567	385	70.8	○				
Florida	11,633	7,043	69.9			○		
Georgia	5,775	3,528	63.5		○			
Hawaii	855	402	52.2	○				
Idaho	927	569	63.9				○	
Illinois	8,859	5,911	72.8			○		
Indiana	4,380	3,000	69.7				○	
Iowa	2,110	1,524	75.9		○			
Kansas	1,908	1,293	69.4			○		
Kentucky	2,996	2,087	71.5	○				
Louisiana	3,143	2,369	76.6	○				
Maine	979	786	81.4				○	
Maryland	3,812	2,499	70.1		○			
Massachusetts	4,614	3,244	76.4	○				
Michigan	7,231	4,996	71.7	○				
Minnesota	3,506	2,688	78.9	○				
Mississippi	2,029	1,465	73.2				○	
Missouri	4,066	3,023	75.8			○		
Montana	658	461	70.8		○			
Nebraska	1,205	865	73.5			○		
Nevada	1,377	720	58.5				○	
New Hampshire	902	628	73.2				○	
New Jersey	6,109	3,859	70.7			○		
New Mexico	1,261	750	63.1		○			
New York	13,725	8,047	67.7				○	
North Carolina	5,629	3,720	69.7		○			
North Dakota	449	409	92.0	選挙人登録制度がない。				
Ohio	8,301	5,561	68.3			○		
Oklahoma	2,457	1,679	70.0			○		
Oregon	2,515	1,714	74.7				○	
Pennsylvania	8,950	5,847	67.3				○	
Rhode Island	729	508	73.7			○		
South Carolina	2,929	1,993	68.8	○				
South Dakota	530	376	71.6		○			
Tennessee	4,173	2,590	63.7		○			
Texas	14,533	8,929	69.0			○		
Utah	1,472	953	69.1		○			
Vermont	458	330	73.1				○	
Virginia	5,177	3,317	67.5	○				
Washington	4,314	2,852	69.9			○		
West Virginia	1,405	886	63.4			○		
Wisconsin	3,884	2,970	79.1				○	
Wyoming	350	240	69.1			○		

7 選挙人登録者の本人確認

選挙人登録、不在者投票または投票等の際、本人かどうかの確認をする必要があるが、州および地方団体において確認の方法は異なる。

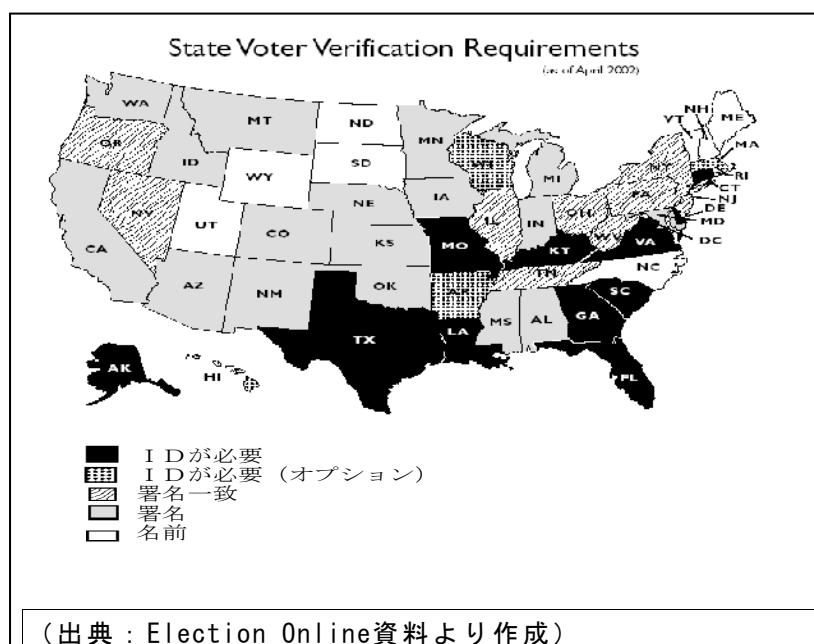
(1) 本人確認が必要な状況

- ① 選挙人登録
- ② 初めての選挙人登録を郵送でする場合 (First-time voter) (8州)
- ③ 不在者投票の申請をする場合
- ④ 投票

(2) 本人確認方法の種類

本人確認方法については、5つに分類することができる。

- ① 「IDによる確認」(ID Required)
選挙人は買い物カード、クレジットカード、リース若しくは公共料金の請求書等(以下「IDカード」という。)を選挙管理委員会職員または選挙従事者に提示しなくてはならない。
 - ② 「IDによる確認(Optional)」(ID Optional)
選挙人は選挙管理委員会職員または選挙従事者から求めがあった場合にはIDを提示しなくてはならない。
 - ③ 「署名照合による確認」(Signature match)
選挙人の署名と投票所に備え付けの登録名簿の署名とを選挙管理委員会職員または選挙従事者が照合する。
 - ④ 「署名による確認」(Signature)
選挙人は備え付けのPoll Bookに署名をする。
 - ⑤ 「名前による確認」(Name)
選挙人は選管職員または選挙従事者に入り口で名前を告げる。
- ①～⑤の確認方法を併せて適用し、本人の確認を行っている州もある。



選挙登録人の本人確認

(出典 : Election Online資料より作成)

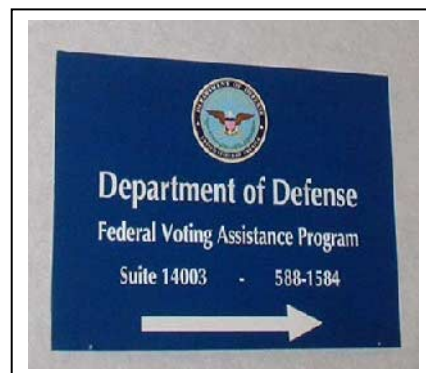
区分 州名	ID required	ID optional	signature match	signature	name	first-time voter requirement
Alabama				○		
Alaska	○					
Arizona				○		
Arkansas		○				○
California				○		
Colorado				○		
Connecticut	○					
Delaware	○		○			
Florida	○		○			
Georgia	○					
Hawaii		○				
Idaho				○		
Illinois			○			○
Indiana				○		
Iowa				○		
Kansas				○		
Kentucky	○					
Louisiana	○					○
Maine					○	
Maryland				○		
Massachusetts		○				
Michigan				○		○
Minnesota				○		
Mississippi				○		
Missouri	○					○
Montana				○		
Nebraska				○		
Nevada			○			
New Hampshire					○	
New Jersey			○			
New Mexico				○		
New York			○			
North Carolina					○	
North Dakota					○	
Ohio			○			
Oklahoma				○		
Oregon			○			
Pennsylvania			○			
Rhode Island					○	
South Carolina	○		○			
South Dakota					○	
Tennessee		○	○			○
Texas	○					
Utah					○	
Vermont					○	
Virginia	○					○
Washington				○		
West Virginia			○			○
Wisconsin		○				
Wyoming					○	

Source: Election Online & U.S. Census Bureau
date: February 2002

8 在外投票

1986年に制定された「軍人および海外在住者の不在者投票法」(Uniformed and Overseas Citizens Absentee Voting Act)により、アメリカにおける在外投票制度が確立した。

この法律は、米国防総省が所管している。この法律の施行を確実にするために「Federal Voting Assistance Program」が作成され、現在13名のスタッフにより運営されている。



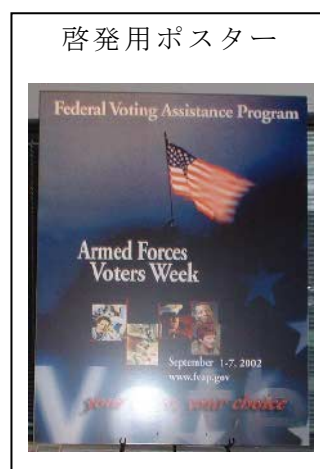
(1) 「Federal Voting Assistance Program」概要

① 目的

- ・ 海外に在住している米国民への選挙啓発および情報の提供
- ・ 選挙への参加の促進
- ・ 選挙の執行能力の向上、保護

② 対象 (600万人以上が対象)

- ・ 軍属(米国内に勤務しているが、選挙人登録をしている州から離れている軍属も含む。)
- ・ 公務員
- ・ 米国の商船員
- ・ 軍属、公務員および米国の商船員の家族
- ・ 米国以外に居住している米国人



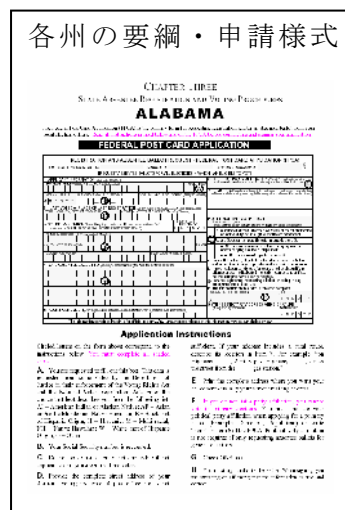
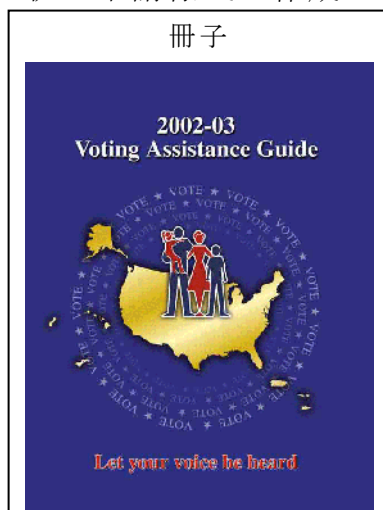
(2) 活動

① 報告

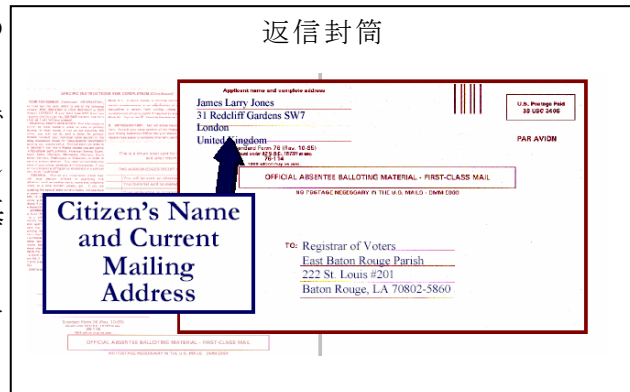
大統領選挙が行われる年の選挙結果を調査し、この法律がいかにか働いているかを大統領と議会に報告する義務がある。その際、州および地方団体においてどのような問題があったかも調査される。

② 在外投票のための統一申請様式の作成

各州の選挙の情報および統一様式を印刷した冊子を作成し、米国内、海外の基地、大使館および領事館に送付する。この冊子を元に選挙人が本来登録してあるカウンティに申請



書を送付する。なお、この様式は、ホームページからダウンロードすることもできるが、その後サインをして郵送する必要がある。基本的に切手はいらないが、個人で観光している場合には切手が必要である。



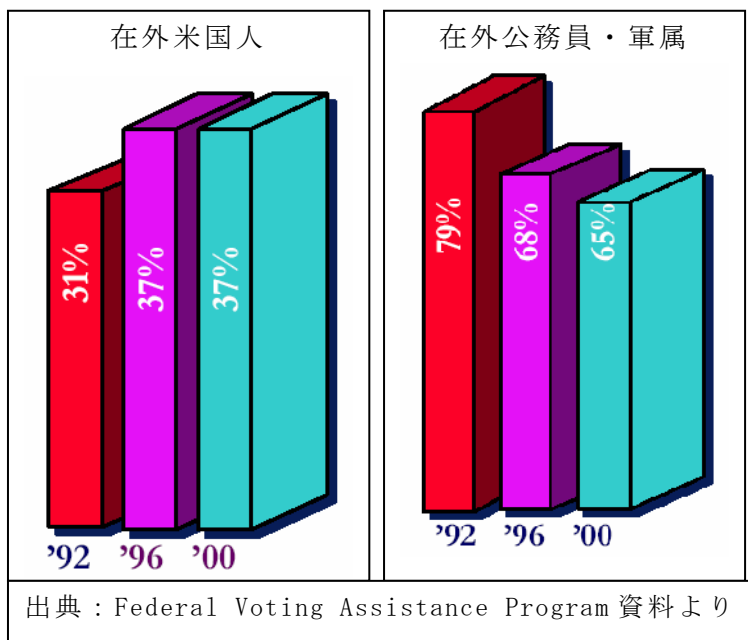
③ F A Xサービス

48州でこのF A Xサービスが認められているが、送ることのできる書類は州により異なる（投票用紙、申請書等）。郵送したのでは、期限に間に合わない場合には、記入済みの登録申請書をF A Xで取り急ぎ送信し、その後、現物を郵送することができる州もある。

(3) 投票率

1992年から2000年における投票率は右の図のとおりである。

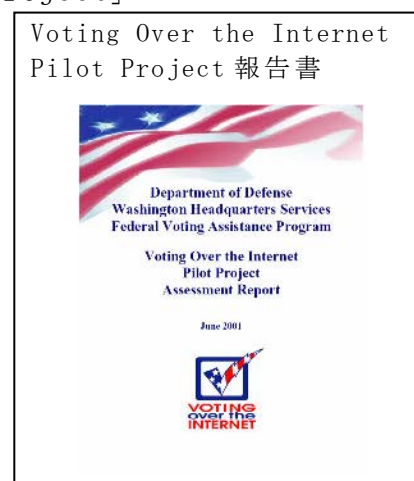
公務員および軍属については、居住地を見つけることが容易であるため、啓発を行いやすいが、一般の人々については、居住地を見つけるのは大変であることから啓発もしにくいため、投票率も低い。



(4) パイロットプロジェクト

① 「Voting Over the Internet Pilot Project」

2000年の選挙で、小規模ではあるが、海外からインターネットを利用して投票が行われた。この「Voting Over the Internet Pilot Project」と名付けられた事業は、21カ国4州で実施され、無事成功に終わった。



② 「Secure electronic registration and Voting experiment」

2002年の事業の成功を受け、2004年の選挙でも海外からインターネットを

利用した大規模な投票を行う「Secure electronic registration and Voting experiment」(SERVE)こととしている。

この事業には、数社の電子投票機器を製造している会社も参加するなど官民一体となり、事業を進めている。これは、選挙人の登録から投票、集計までの全ての過程をカバーするものであり、20万人がこの事業に参加する予定である。

この事業で重要なのは、

- ・ 本人確認 (PKI (public key infrastructure)、電子署名による在外投票者の確認、登録した人が本人であるかの確認)
- ・ 選挙人登録をした州で投票しない選挙人の情報のデータベース化
- ・ 実際にインターネットを使用して投票する。
- ・ 実際に SERVE によって投票した選挙人の票だけをカウントすることである。

2004年の選挙に向けて、予算を取得し、システムを構築している。

9 投票所

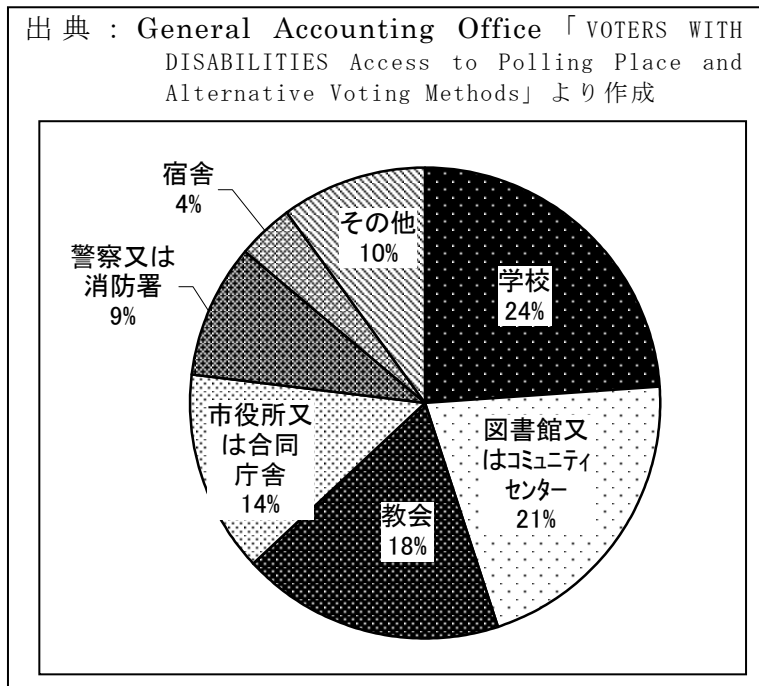
(1) 投票所の設置場所

表は全ての投票所を調査したものである。

投票所は公共施設を利用しているものがほとんどであるが、中には個人の自宅を投票所に行っている例も4%ある。

(2) 投票所の開閉時間

各州において開閉時間は異なる。



投票所の開閉時間

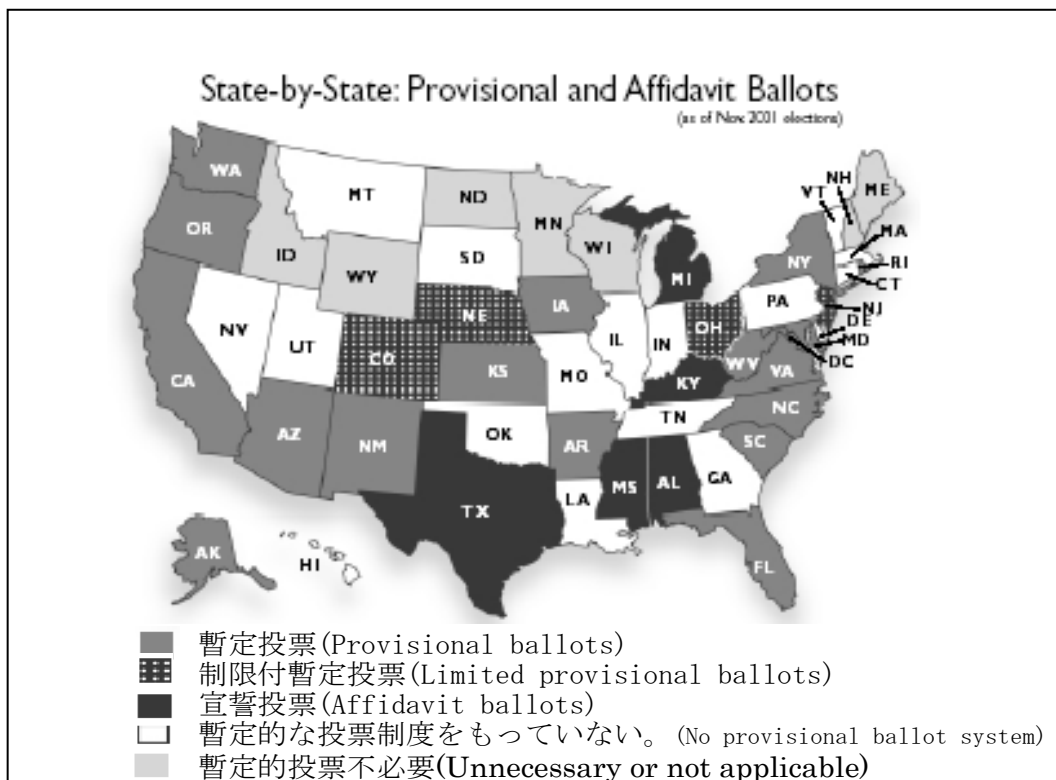
(出典: Federal Election Commission(FEC) 資料より作成)

	投票所開場時間	投票所閉場時間	備考
Alabama	8時より早く	18時～20時の間	
Alaska	7時	20時	
Arizona	6時	19時	
Arkansas	7時30分	19時30分	
California	7時	20時	
Colorado	7時	19時	
Connecticut	6時	20時	
Delaware	7時	20時	
Florida	7時	19時	
Georgia	7時	19時または20時	開閉時間は投票所の規模による。
Hawaii	7時	18時	
Idaho	8時	20時	投票所の選挙人が全て投票を終了した場合は、早めに閉場することができる。
Illinois	6時	19時	
Indiana	6時	18時	
Iowa	7時	21時	開閉時間は投票所の規模による。
Kansas	6時～7時の間	19時～20時の間	
Kentucky	6時	18時	
Louisiana	6時	20時	
Maine	6時～10時の間	20時	開閉時間は投票所の規模による。 投票所の選挙人が全て投票を終了した場合は、早めに閉場することができる。
Maryland	7時	20時	
Massachusetts	7時より早く	20時	
Michigan	7時	20時	
Minnesota	7時又は10時	20時	開閉時間は投票所の規模による。
Mississippi	7時	19時	
Missouri	6時	19時	
Montana	7時又は12時	20時	開閉時間は投票所の規模による。 投票所の選挙人が全て投票を終了した場合は、早めに閉場することができる。
Nebraska	中央標準時7時、 東部標準時8時	中央標準時19時、 東部標準時20時	
Nevada	7時	19時	
New Hampshire	11時より早く	21時より遅く	開閉時間は投票所の規模による。
New Jersey	7時	20時	
New Mexico	7時	19時	
New York	6時	21時	
North Carolina	6時30分	19時30分	
North Dakota	7時から9時の間	19時から21時の間	開閉時間は投票所の規模による。 投票所の選挙人が全て投票を終了した場合は、早めに閉場することができる。
Ohio	6時30分	19時30分	
Oklahoma	7時	19時	
Oregon	7時	20時	
Pennsylvania	7時	20時	
Rhode Island	6時から9時の間	20時	
South Carolina	7時	19時	
South Dakota	7時から8時の間	19時から20時の間	
Tennessee	7時から8時の間	19時から20時の間	開閉時間は投票所の規模による。
Texas	7時	19時	
Utah	7時	20時	
Vermont	6時から10時の間	19時	
Virginia	6時	19時	
Washington	7時	20時	
West Virginia	6時30分	19時30分	
Wisconsin	7時から9時の間	20時	開閉時間は投票所の規模による。
Wyoming	7時	19時	

10 選挙人登録名簿に名前がない場合の投票

選挙人登録名簿の正確性について国勢調査によると 2000 年には、4,000 万人の有権者の 7.4 パーセントが登録人名簿の何らかの問題のために投票できなかったと推測している。また、フロリダ州では、2000 年の大統領選挙の前に州外の子会社を雇い登録システムの欠陥について調査したが、何百もの有資格の選挙人が誤って名簿から削除されており、その結果、彼らは投票ができなかった。

有資格の選挙人が登録ミスにより投票ができない事態を防ぐため、半数以上の州では、選挙人名簿に登録されていなくても投票できる制度を持っている。なお、アイダホ州、メイン州、ミネソタ州、ニューハンプシャー州、ウイコンシン州、ワイオミング州のように選挙の当日に投票所で登録をすることができる州もある。なお、ノースダコタ州では、登録の必要がない。



選挙人登録名簿に名前が見つからない場合の投票方法には、以下の3つの場合がある。

① 暫定投票 (Provisional ballots)

選挙人登録名簿に名前が見つからなく、投票所では確認できない場合、暫定的に投票ができる。その投票用紙は封筒に入れられ別に保管される。後日、カウンティの選挙管理委員会で調査された後、有資格であると認められた場合は票がカウントされる。16州で採用。

② 制限付暫定投票(Limited provisional ballots)

選挙人登録名簿に名前が見つからなく、投票所では確認できない場合、誓約書を書いた上で暫定的に投票ができる（3州で採用）。その投票用紙は封筒に入れられ別に保管される。後日、カウンティの選挙管理委員会で調査された後、有資格であると認められた場合は票がカウントされる。オハイオ州では新しい移動先の住所を記入した上で暫定的に投票ができる。その後のプロセスは他の3州と同様。

③ 宣誓投票(Affidavit ballots)

選挙人登録名簿に名前が見つからなく、投票所では確認できない場合、誓約書を書いた上で暫定的に投票ができる。その投票用紙は通常の投票用紙と一緒にカウントされる。5州で採用。

選挙人登録名簿に名前が見つからない場合の投票方法
(出典：Election Onlin資料より作成)

州名	Provisional required	Limited Provisional	Affidavit	No system	Unnecessary
Alabama			○		
Alaska	○				
Arizona	○				
Arkansas	○				
California	○				
Colorado		○			
Connecticut				○	
Delaware				○	
Florida	○				
Georgia				○	
Hawaii				○	
Idaho					○
Illinois				○	
Indiana				○	
Iowa	○				
Kansas	○				
Kentucky			○		
Louisiana				○	
Maine					○
Maryland	○				
Massachusetts				○	
Michigan			○		
Minnesota					○
Mississippi			○		
Missouri				○	
Montana				○	
Nebraska		○			
Nevada				○	
New Hampshire					○
New Jersey		○			
New Mexico	○				
New York	○				
North Carolina	○				
North Dakota					○
Ohio		○			
Oklahoma				○	
Oregon	○				
Pennsylvania				○	
Rhode Island				○	
South Carolina	○				
South Dakota				○	
Tennessee				○	
Texas			○		
Utah				○	
Vermont				○	
Virginia	○				
Washington	○				
West Virginia	○				
Wisconsin					○
Wyoming					○

11 不在者投票

選挙人が選挙の当日何らかの理由で投票出来ない場合、不在者投票制度により、投票することができる。不在者投票は事前に郵送または選挙管理委員会に持ち込まれた投票用紙を選挙の当日にカウントする投票をいう。

なお、州によっては、事前に投票所で投票を行うことができる制度もあるが、この場合は事前投票(early vote)という。

(1) 不在者投票 (absentee vote)

全ての州で採用されている。

① 不在者投票の方法

ア 不在者投票を希望する有権者はカウンティの選挙管理委員会から不在者投票用紙を受け取る。

イ カウンティの選挙管理委員会が定めた期限までに申請用紙を提出する。

ウ 申請に不備がなければ、申請者が申請した住所に不在者投票用紙が送付される。

エ 記載した不在者投票用紙を各カウンティが定めた期日までに届ける。

カリフォルニア州の不在者投票申請用紙(日本語版の選挙公報より)

Required format for a statewide absentee ballot application

A. IMPORTANT: You must enter the name and date of the election, e.g. November 5, 2002, General, as well as the last day the application must be received by the elections official, e.g. October 29, 2002.

重要: 選挙日と選挙名(例: 2002年11月6日、総選挙)、さらに選挙役員による申請者受理期日(例: 2002年10月29日)も記入する必要があります。

Size 8 1/2 x 5 1/2"

<p>APPLICATION FOR AN ABSENTEE BALLOT FOR THE _____ ELECTION (month/year) (type of election)</p> <p>月/日/年 に行われる 選挙用不在者投票申請書</p> <p>To obtain an absentee ballot, complete the information on this form. This application must be received by the elections official no later than 5 pm on _____, not after the election date. Enter the date of the election and the date the application must be received by the elections official. Do not write in the date of the election and the date the application must be received by the elections official.</p> <p>1. PRINT NAME: _____ 氏名を楷字で記入</p> <p>2. DATE OF BIRTH: _____ 生年月日</p> <p>3. RESIDENCE ADDRESS (please print): _____ 居住住所(楷字で)</p> <p>4. THE ZIP CODE NUMBER: _____ 郵便番号</p> <p>5. PRINT MAILING ADDRESS FOR BALLOT (if different from above): _____ 投票用紙の送付先住所(上記と異なる場合)</p> <p>6. THIS APPLICATION WILL NOT BE ACCEPTED WITHOUT THE PROPER SIGNATURE OF THE APPLICANT. この申請書は申請者本人の署名がない場合は受理されません</p> <p>7. THIS FORM IS PROVIDED BY: _____ この用紙は誰によって提供されたか</p>	<p>FOR OFFICIAL USE ONLY 役員用</p> <p>INSTRUCTIONS - 注意</p> <p>You have the legal right to vote in an election. This application allows you to request a ballot to be mailed to you. If you are unable to vote in person, you may request a ballot to be mailed to you. If you are unable to vote in person, you may request a ballot to be mailed to you. If you are unable to vote in person, you may request a ballot to be mailed to you.</p> <p><input type="checkbox"/> PROVISIONAL ABSENTEE VOTE - 48時間以内有効</p> <p>Check here to become a Provisional Absentee Voter. Any voter may request to be a Provisional Absentee Voter. If you check this box, you will receive a ballot to be mailed to you. If you are unable to vote in person, you may request a ballot to be mailed to you. If you are unable to vote in person, you may request a ballot to be mailed to you.</p> <p>8. THE APPLICANT WILL NOT BE ACCEPTED WITHOUT THE PROPER SIGNATURE OF THE APPLICANT. この申請書は申請者本人の署名がない場合は受理されません</p>	<p>B. Provide (optional) barcode (任意)</p> <p>Organizations should contact the county elections official for barcode information.</p> <p>団体はバーコード情報について選挙役員にお問い合わせください。</p>
<p>IMPORTANT: Organizations providing this form must enter their name, address, and telephone number.</p>	<p>重要: この用紙の配布団体はその名称、住所、および電話番号を記入する必要があります。</p>	

② 不在者投票の理由

30州が不在者投票を行うために何らかの理由が必要であり、残り20州では、理由は必要ではない。

不在者投票の要件

(出典: Federal Election Commission (FEC) 資料より作成)

区分	要件の有無		選挙日当日不在の理由	
州名				
Alabama	○	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7	1	州、カウンティまたは町に不在
Alaska	×		2	重度の病気又は身体疾患がある。家族が死に直面している又は重篤である。
Arizona	×		3	投票所開場中に勤務中
Arkansas	○	1. 2	4	居住しているカウンティの外の学校に通学している。
California	×		5	配偶者又は扶養者が米国の軍人
Colorado	×		6	選挙事務従事者
Connecticut	○	1. 2. 3. 5. 6. 8	7	緊急事態 (健康、仕事関係)
Delaware	○	1. 2. 5. 8	8	宗教の休日又は活動日
Florida	×		9	公の健康、安全、生活を守るための勤務中
Georgia	○	1. 2. 6. 8. 9. 10	10	高齢
Hawaii	×		11	陪審員
Idaho	×		12	本人の都合で行くことができない。
Illinois	○	1. 2. 4. 6. 8. 9. 11	13	犯罪の嫌疑がかけられ投獄中であるが、有罪判決を受けていない。
Indiana	○	1. 2. 3. 6. 10	14	臨月の妊婦
Iowa	○	1. 2. 12	15	精神療法のため本意ながら、公の機関に収監されているが、裁判所等から精神的無能力者の宣告は受けていない。
Kansas	×		16	選挙管理委員
Kentucky	○	1. 2. 3. 4. 5. 7. 10. 13. 14. 16	17	司法職員、選挙従事者、選管委員、州の職員
Louisiana	○	1. 2. 4. 5. 8. 9. 10. 11. 13. 15. 17. 18	18	郵便によって選挙人登録をした者
Maine	×		19	連邦政府の職員
Maryland	○	1. 2. 4. 13. 15. 17		
Massachusetts	○	1. 2. 4. 5. 8. 12		
Michigan	○	1. 2. 5. 6. 7. 8. 10. 13		
Minnesota	○	1. 2. 5. 6. 8		
Mississippi	○	1. 2. 3. 4. 10		
Missouri	○	1. 2. 5. 6. 8. 13. 19		
Montana	×			
Nebraska	×			
Nevada	×			
New Hampshire	○	1. 2. 5. 8		
New Jersey	○	1. 2. 3. 4. 8. 14		
New Mexico	×			
New York	○	1. 2. 4. 13. 15		
North Carolina	○	1. 2. 6. 8. 13		
North Dakota	×			
Ohio	○	1. 5. 7. 8. 9. 10. 13		
Oklahoma	×			
Oregon	×			
Pennsylvania	○	1-13. 17. 18. 19		
Rhode Island	○	1. 2. 4. 5. 6. 8. 13		
South Carolina	○	1-8. 10. 11. 13. 15		
South Dakota	○	1. 2. 3. 4. 5. 8		
Tennessee	○	1. 2. 4. 8. 10. 11. 16		
Texas	○	1. 2. 10. 13		
Utah	○	1. 2. 5. 6. 7. 8. 11. 13		
Vermont	×			
Virginia	○	1. 2. 3. 4. 5. 6. 8. 13		
Washington	×			
West Virginia	○	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 10. 13		
Wisconsin	×			
Wyoming	×			

date: July 2001

(2) 事前投票 (early vote)

事前に投票所で投票をすることができる制度であり、38州で採用されている。

① 事前投票の方法

ア 不在者投票を希望する有権者はカウンティの選挙管理委員会から不在者投票用紙を受け取る。

イ カウンティの選挙管理委員会が定めた期限までに申請用紙を提出する。

ウ 申請に不備がなければ、申請者が申請した住所に不在者投票用紙が送付される。

エ 記載した不在者投票用紙を各カウンティが定めた投票所に持ち込み投票する。

② 事前投票の理由

基本的には、不在者投票の理由と同じであるが、テキサス州のように理由がいない州がある。

各州における事前投票の状況

	事前投票		事前投票
Alabama	×	Montana	○
Alaska	○	Nebraska	○
Arizona	○	Nevada	○
Arkansas	○	New Hampshire	×
California	○	New Jersey	×
Colorado	○	New Mexico	○
Connecticut	×	New York	×
Delaware	×	North Carolina	○
Florida	○	North Dakota	○
Georgia	○	Ohio	○
Hawaii	○	Oklahoma	○
Idaho	○	Oregon	○
Illinois	○	Pennsylvania	×
Indiana	○	Rhode Island	×
Iowa	○	South Carolina	○
Kansas	○	South Dakota	○
Kentucky	×	Tennessee	○
Louisiana	○	Texas	○
Maine	○	Utah	○
Maryland	×	Vermont	○
Massachusetts	○	Virginia	○
Michigan	○	Washington	×
Minnesota	○	West Virginia	○
Mississippi	○	Wisconsin	○
Missouri	○	Wyoming	×

General Accounting Office

「VOTERS WITH DISABILITIES Access to Polling Place and Alternative Voting Methods」より作成

(3) メリーランド州における不在者投票の実践

① 要件

メリーランド州では以下の理由で投票日に投票所に行けない場合、不在者投票が認められている。

ア 選挙人登録をしているカウンティに不在の予定である。

イ 重度の病気、身体疾患がある。

ウ 服役中若しくは公共の機関への外出を制限されている。

エ 家族が死に直面しているまたは重篤である。

オ 公の学術研究のため大学若しくは研究所を離れることができない。

カ 選挙業務従事者であり、当日投票所に行くことができない。

キ 65歳以上であり、かつ投票所へ行くことができない。

② 投票方法

ア 不在者投票を希望する有権者は、カウンティの選挙管理委員会に不在者投票申請用紙を

- ・ 郵送の場合：投票日の前の火曜日 16:30 まで
- ・ FAX の場合：投票日の前の火曜日 23:59 まで

に提出

イ 申請用紙に不備が無ければ各申請者が申請した住所に不在者投票用紙が送付される。

ウ 記載した不在者投票用紙を

- ・ 代理人等が直接提出する場合：投票所が閉まる前（20 時）まで
- ・ アメリカ国内から郵送の場合：投票日の次の日の水曜日 16:00 まで
- ・ アメリカ国外から郵送の場合：投票日の次の週の金曜日 16:00 まで

に各カウンティの選挙管理委員会に届くことが必要。また、郵送の場合は、国内、国外とも投票日の前日までの消印があることが必要である。

不在者投票申請用紙（メリーランド州モンゴメリーカウンティ）

THIS SECTION FOR OFFICE USE ONLY			
	PRIMARY	GENERAL	
Ballot Style	_____	_____	ID# _____
Applic. Recd.	_____	_____	Affil. _____
AB Issued	_____	_____	Elect. Dist./Ward _____ Prec. _____
AB Returned	_____	_____	Cong. _____ Leg. _____ Co. _____

STATE OF MARYLAND
BOARD OF ELECTIONS FOR MONTGOMERY COUNTY, MARYLAND

APPLICATION FOR ABSENTEE BALLOT

Only a registered voter is eligible to apply for an absentee ballot.

Once the voter applies for and receives an absentee ballot, the voter *must* vote by absentee ballot and *cannot* vote at the polls.

FOR THE FOLLOWING ELECTION: PRIMARY Election GENERAL Election ALL as permitted

PRINT NAME AS REGISTERED:

_____	_____	_____
Last Name	First	Middle
_____	_____	_____
No./Street	Town	Zip
_____	_____	_____
Date of Birth	Party Affiliation	Phone No.

MAILING ADDRESS - IF DIFFERENT: Provide the mailing address at which mail reaches you most promptly. Include rank and serial number if this is a military address. If this address changes prior to any election, you must notify the election office to assure receipt of your ballot.

Primary Election Ballot: _____

General Election Ballot: _____

To qualify for an absentee ballot, you must certify by your signature that one or more of the following statements is or will be true. I am unable to go to the polls, because on election day ...

1. I may be absent from my county of registration.
2. I am suffering from an accident, illness, or physical disability.
3. I am confined in or restricted to an institution.
4. I am attending to a death or serious illness in my family.
5. I have academic obligations at an institute of higher education outside my precinct, but within my county of registration.
6. I am employed by the Board of Elections and must be absent from the precinct in which I am registered.
7. I am age 65 or older and my polling place is inaccessible.

Signature of Voter _____ Date _____

DESIGNATION OF AGENT BY VOTER: A voter not able to apply for an absentee ballot personally may designate an agent to act on the voter's behalf by completing a Designation of Agent Form that is available by calling the Montgomery County Board of Elections office: Phone No. 240 777-8550.

.....
..
WARNING: Any person who is convicted of violating the absentee voting law is subject to a fine of up to \$1,000, to imprisonment for up to 2 years, or both. (Article 33, Sect. 9-312)

IF A VOTER IS UNABLE TO COMPLETE THIS APPLICATION WITHOUT ASSISTANCE,
THE PERSON ASSISTING THE VOTER MUST COMPLETE AND RETURN THE AFFIDAVIT ON THE NEXT PAGE

(4) インディアナ州での実践


① 要件

インディアナ州では以下の理由で投票日に投票所に行けない場合不在者投票が認められている。

- ア 選挙人登録をしているカウンティに不在の予定である。
- イ 選挙管理委員会職員である。
- ウ 病気または傷病により外出できない。
- エ 障害を持っている。
- オ 65歳以上である。
- カ 家族が死に直面しているまたは重篤である。
- キ 投票所が空いている時間ずっと仕事をしているため投票に行くことができない。(投票所は、6:00~18:00まで空いている。)

② 投票方法

- ア 郵便投票を希望する有権者は、カウンティの選挙管理委員会に不在者投票申請用紙を申し込まなければならない。
- イ 必要事項を記載後、投票日の6日前までに選挙管理委員会にFAXまたは郵送にて届出なければならない。
- ウ 申請用紙が適正なものと認められた場合、不在者投票用紙が有権者に郵送される。
- エ 記載された不在者投票用紙は、投票日の29日前から投票日の2週間前の土曜日までに本人、家族または代理人が、選挙管理委員会に持ち込むまたは郵送しなくてはならない。

不在者投票申請用紙 (インディアナ州)													
	APPLICATION FOR ABSENTEE BALLOT BY MAIL ONLY For Election to be held: _____, 20_____ <small>State Form 47090 (RS/12-01) Indiana Election Commission (IC 3-11-4-5.1)</small>												
(ABS-2)													
To the county election board:													
I, _____, a registered voter at the address below, apply for an absentee ballot to be Voted By Mail Only, because:													
<input type="checkbox"/> I expect to be out of the county on election day. <input type="checkbox"/> I expect to be confined, due to illness or injury, or I expect to be caring for a confined person at a private residence, on election day. <input type="checkbox"/> I am a voter with disabilities. NOTE: If you are unable to mark the ballot or sign the ballot security envelope, you must contact the county election board to process your application. <input type="checkbox"/> I am a voter at least 65 years of age. <input type="checkbox"/> I am an absent uniformed services voter or an overseas voter. <input type="checkbox"/> I expect to have official election duties outside of my voting precinct. <input type="checkbox"/> I am scheduled to work at my regular place of employment during the entire 12 hours that the polls are open.													
If this application is for a PRIMARY ELECTION , check the political party ballot that you are requesting: <input type="checkbox"/> DEMOCRATIC <input type="checkbox"/> REPUBLICAN OR <input type="checkbox"/> Check School Board Only AND/OR <input type="checkbox"/> Public Question Only (these options may not be available in all precincts).													
NOTE: If you wish to vote by absentee ballot before a traveling board or in person at the county clerk's office, or if you wish for the person holding a power of attorney to apply for you, contact your county election board. I affirm under the penalties of perjury that I am a qualified voter who resides in the precinct where I am registered.													
Voter's signature: _____ Date of Birth: ____/____/____ Telephone Number (Day): (_____) _____													
Voter Identification Number _____ <small>(Indiana issued driver's license number or state identification card number, OR if voter does not possess driver's license or state ID card, provide last 4 digits of social security number)</small>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">REGISTRATION ADDRESS: Fill in your residence address where you are registered.</td> <td style="width: 50%;">ABSENTEE BALLOT MAILING ADDRESS: Please mail the absentee ballot for the election to me at this address IF different from Registration Address.</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">FOR OFFICE USE ONLY</td> </tr> <tr> <td>Date (mm/dd/yy) ____/____/____</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>Precinct: _____</td> <td> </td> </tr> </table>		REGISTRATION ADDRESS: Fill in your residence address where you are registered.	ABSENTEE BALLOT MAILING ADDRESS: Please mail the absentee ballot for the election to me at this address IF different from Registration Address.					FOR OFFICE USE ONLY		Date (mm/dd/yy) ____/____/____		Precinct: _____	
REGISTRATION ADDRESS: Fill in your residence address where you are registered.	ABSENTEE BALLOT MAILING ADDRESS: Please mail the absentee ballot for the election to me at this address IF different from Registration Address.												
FOR OFFICE USE ONLY													
Date (mm/dd/yy) ____/____/____													
Precinct: _____													

(5) ジョージア州での実践

① 要件

ジョージア州では以下の理由で投票日に投票所に行けない場合、郵便投票が認められている。

ア 選挙人登録をしているカウンティに朝 7:00~19:00 まで不在の予定である。

イ 75 歳以上である。

ウ 重度の病気、身体疾患があるまたは家族が死に直面しているまたは重篤である。

エ 選挙業務従事者であり、当日投票所に行くことができない。

オ 宗教上の祝日を祝うために選挙に行けない。

カ 公共の生活、健康または安全を守るために自分の持ち場を離れることができない。

② 投票方法

ア 郵便投票を希望する有権者は、カウンティの選挙管理委員会に不在者投票申請用紙を投票日の 180 日前までに申し込むことができる。

イ 不在者投票申請用紙は、

- ・ 直接本人が取りに来る。

- ・ 郵送
- ・ ファクシミリ
- ・ ウェブサイト

の方法により、得ることができる。

ウ 不在者投票申請用紙と一緒に

- ・ 不在者投票用紙を送付する住所
- ・ 不在者投票を希望する理由
- ・ 希望者が本人であると証明する書類

を郵便にて選挙管理委員会に送付する。

もし、身体に障害があり、本人が届出をできない場合または現在他の場所に仮住まいの場合は、不在者投票用紙を近親者が届出することも出来る。

不在者投票申請用紙 (ジョージア州)

APPLICATION FOR OFFICIAL ABSENTEE BALLOT

BOARD OF REGISTRARS

COUNTY OR MUNICIPALITY

DATE

Note: Each voter must make their own application by mail, by facsimile transmission, or in person unless he/she is residing temporarily out of the county/municipality or is a disabled voter residing within the county/municipality. A disabled or illiterate voter may receive assistance.

I will be unable to vote in person in the following Primary, Election, or Runoff:

- DEMOCRATIC
REPUBLICAN

(Specify Primary, Election, or Runoff and Date. If requesting Primary Ballot, designate Political Party by checking appropriate square.)
A separate application for each Primary, Primary Runoff, Election, or Election Runoff must be made by each absentee elector not more than 180 days prior to the date of the Primary, Primary Runoff, Election, or Election Runoff, respectively, except that a member of the Armed Forces or Merchant Marines of the United States living outside the county in which said election is held, or a spouse or dependent residing with or accompanying said member, or any person 75 years or older or unable to vote in person because of a physical disability (see * note below) may make one application and receive an absentee ballot for the General Primary, General Primary Runoff, General Election and any Runoff resulting therefrom; however, such elector must make a separate application for a ballot for the Presidential Preference Primary and for any Special Primary or Special Election.

I hereby make application for an absentee ballot for the reason checked below:

- I am required to be absent from my precinct all day on primary or election day (7:00 A.M. to 7:00 P.M.)
I am unable to vote in person because of a physical disability.
I am unable to vote in person because I am required to give constant care to someone who is physically disabled.
I am an election official who will perform official acts or duties in connection with the primary or election.
I will be unable to be present at the polls because the date of the primary or election falls on a religious holiday which I observe.
I will be unable to be present at the polls because I am required to be on duty in my place of employment for the protection of the health, life, or safety of the public during the entire time the polls are open and my place of employment is within my precinct.
I am 75 years of age or older.
I am a citizen of the United States permanently residing outside the United States, was last domiciled in Georgia, and am not domiciled or voting in any other state. I understand that I am allowed to vote for federal offices (or: President, Vice President, United States Senator or Representative in Congress).
I am a member of the Armed Forces or Merchant Marines of the United States, or a spouse or dependent of the member, residing outside the County.

IMPORTANT: If you are voting absentee because of a physical disability or because you are 75 or older, you may choose to submit one application and receive a ballot for the primary, primary runoff, if required, general, and general runoff, if required, by completing the information below. A separate application must be made for the Presidential Preference Primary.

ALL ABSENTEE BALLOTS AS ALLOWED BY LAW. TO RECEIVE PRIMARY BALLOT, CHECK ONE:

DEMOCRATIC & NONPARTISAN, REPUBLICAN & NONPARTISAN, NONPARTISAN ONLY

PLEASE PRINT:

Name as Registered
Address as Registered
(City) (State) (Zip)

DATE OF BIRTH

- Request that my ballot be issued and I be allowed to vote my ballot in the Registrar's office at this time;
Request that ballot be delivered to voter in hospital;
Request that ballot be mailed to:

(Except in the case of a physically disabled elector residing in the county/municipality, no absentee ballot shall be mailed to an address other than the permanent in-county/municipality or temporary out-of-county/municipality address of the elector.)

Address:
City State Zip
(Include Rank, Branch of Service, and Serial Number if in the Armed Forces)

I understand that the offer or acceptance of any other object of value to vote for any particular candidate, list of candidates, issue, or list of issues in this election constitutes an act of voter fraud and is a felony under Georgia law. O.C.G.A. Section 21-2-384(c), 21-2-570.

SIGNATURE (OR MARK) OF VOTER:

For Disabled Voter:

(Signature of person preparing application if voter is disabled or illiterate)

FOR VOTER RESIDING TEMPORARILY OUT OF COUNTY/MUNICIPALITY OR A PHYSICALLY DISABLED VOTER RESIDING WITHIN THE COUNTY/MUNICIPALITY:

In the case of a voter residing temporarily out of the county/municipality or a physically disabled voter residing within the county/municipality, application may be made by mother, father, grandparent, brother, sister, aunt, uncle, spouse, son, daughter, niece, nephew, grandchild, son-in-law, daughter-in-law, mother-in-law, father-in-law, brother-in-law, or sister-in-law of the age of 18 or over upon completing the following oath:

I, the undersigned, do swear (or affirm) that the above named voter is residing temporarily out of the county/municipality or is a physically disabled voter residing within the county/municipality and that the facts included within this application are true.

(Signature and Relationship of Relative Requesting Ballot)

For office use only:

Date Application Received:
Date Ballot Mailed:
Date Ballot Returned:

I hereby certify that:

- The above-named voter is eligible to receive an absentee ballot.
The above-named voter is ineligible to receive an absentee ballot.

Reason for rejection:

(Signature of Registrar)

(6) テキサス州における不在者投票および事前投票の実践

テキサス州では、事前投票所に行き投票する事前投票と郵便による不在者投票を行っている。

① 事前投票所での投票(事前投票): 特別の理由は不要であり、投票日の 17 日前から 4 日前の間、カウンティ内のどこの事前投票所でも投票ができる。

② 郵送による投票 (不在者投票):

- ・ 投票日および事前投票所での直接投票が可能な日にカウンティ内に不在であること。
- ・ 身体障害者であること。
- ・ 投票日に 65 歳以上であること。
- ・ 刑務所に入所していること。

のいずれかの理由がないと認められない。このいずれかの条件を満たす場合には、投票日の 60 日前から 7 日前までに事前投票の申請用紙を提出しなくてはならない。また、記載した投票用紙を投票日の午後 7 時までに選挙管理委員会に送り返さなければならない。

2000 年 11 月の選挙では、全体の投票の 43%が事前投票で行われ、そのうちの 91%が事前投票所における投票であった。

12 投票用紙の様式

(1) 投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序のローテーション

投票用紙の初めに印刷してある候補者のほうが後の候補者よりも有利であるとして、候補者の名前をローテーションしている州がある。

選挙形態		
制	全ての選挙においてローテーションを行っている。	16州
度	予備選挙限定(Primary election)のみ。	3州
有	地方団体選挙限定(Local election)のみ。	1州
制度無		30州

(2) 投票用紙に印刷してある候補者以外の記入

投票用紙に印刷してある候補者以外に投票したい候補者がいる場合、候補者名を記入することができる州がある。

選挙形態		
制	予備選挙および一般選挙(General Election)	24州
度	一般選挙	20州
有		
制度無し		6州

投票用紙（候補者のローテーション及び候補者以外の記入）

(出典：Federal Election Commission(FEC)資料より作成)

州名	区分	BALLOT ROTATION	WRITE IN'S	州名	区分	BALLOT ROTATION	WRITE IN'S
Alabama		×	一般	Montana		○	予・一
Alaska		×	一般	Nebraska		○	予・一
Arizona		○	予・一	Nevada		×	×
Arkansas		×	一般	New Hampshire		予備	予・一
California		○	予・一	New Jersey		○	予・一
Colorado		×	予・一	New Mexico		×	予・一
Connecticut		×	一般	New York		×	予・一
Delaware		×	一般	North Carolina		予備	一般
Florida		×	一般	North Dakota		○	予・一
Georgia		×	一般	Ohio		○	予・一
Hawaii		×	×	Oklahoma		○	×
Idaho		○	予・一	Oregon		×	予・一
Illinois		×	予・一	Pennsylvania		×	予・一
Indiana		×	一般	Rhode Island		×	一般
Iowa		○	予・一	South Carolina		×	一般
Kansas		○	一般	South Dakota		×	×
Kentucky		○	一般	Tennessee		×	予・一
Louisiana		×	×	Texas		○	一般
Maine		×	予・一	Utah		×	一般
Maryland		×	一般	Vermont		×	予・一
Massachusetts		×	予・一	Virginia		×	一般
Michigan		○	予・一	Washington		予備	予・一
Minnesota		○	一般	West Virginia		×	一般
Mississippi	地方選挙		×	Wisconsin		×	予・一
Missouri		×	一般	Wyoming		○	予・一

予備：予備選挙

一般：一般選挙

予・一：予備選挙及び一般選挙

13 選挙の当日の勤務および就学体制(州の職員、民間企業、学校)

州によって州の職員、民間企業の社員および学生が選挙に行きやすいように選挙の当日休日をとることができるとしている州がある。(地方団体の対応については各カウンティによる。)

(1) 選挙の当日を休日としている州

12州が選挙の当日を休日としている。

(2) 州の職員が休暇を取ることができる州

22州が終日休みを取ることができるとし、9州が時間休暇を取ることができるとしている。

(3) 民間企業の社員が休暇を取ることができる州

2州が終日休みを取ることができるとし、24州が時間休暇をとることができるとしている。

(4) 学校が休暇となる州

9州が学校を休校とすることができるとしている。

	終日	時間休暇				取得不可
		4時間	3時間	2時間	1時間	
選挙当日休日	12州	—	—	—	—	38州
州政府職員休日取得可	22州	1州	3州	4州	1州	19州
民間企業社員休日取得可	2州	2州 ⁸	7州	14州	1州	24州
学校休校	9州	—	—	—	—	41州

選挙の当日の勤務及び就学体制
(出典: Federal Election Commission(FEC)資料より作成)

州名	区分	ELECTION DAY HOLIDAY	STATE EMPLOYEES OFF	PRIVATE EMPLOYEES OFF	SCHOOLS CLOSED	州名	区分	ELECTION DAY HOLIDAY	STATE EMPLOYEES OFF	PRIVATE EMPLOYEES OFF	SCHOOLS CLOSED
Alabama		×	×	×	×	Montana		○	○	×	×
Alaska		×	○	○	×	Nebraska		×	×	最大2時間	×
Arizona		×	×	×	×	Nevada		×	最大3時間	最大3時間	×
Arkansas		×	○	3時間	×	New Hampshire		×	×	×	×
California		×	最大2時間	最大2時間	×	New Jersey		×	○	×	×
Colorado		×	最大2時間	最大2時間	×	New Mexico		×	○	最大2時間	×
Connecticut		×	×	×	選択	New York		○	○	最大2時間	×
Delaware		○	○	×	○	North Carolina		×	×	×	×
Florida		×	○	×	×	North Dakota		×	○	×	×
Georgia		×	×	最大2時間	×	Ohio		○	×	×	×
Hawaii		○	○	最大2時間	○	Oklahoma		×	○	最大2時間	×
Idaho		×	×	×	×	Oregon		×	○	○	×
Illinois		×	○	最大2時間	○	Pennsylvania		×	×	×	×
Indiana		○	○	×	×	Rhode Island		○	○	×	○
Iowa		×	最大3時間	最大3時間	×	South Carolina		○	○	×	○
Kansas		×	○	最大2時間	×	South Dakota		×	最大2時間	最大2時間	×
Kentucky		×	4時間	4時間	×	Tennessee		×	最大3時間	最大3時間	×
Louisiana		○	○	×	×	Texas		○	最大2時間	最大2時間	×
Maine		×	×	×	×	Utah		×	○	最大2時間	×
Maryland		○	○	最大2時間	5 CO. MAY	Vermont		×	×	×	×
Massachusetts		×	×	×	×	Virginia		×	×	×	60%○
Michigan		×	×	×	×	Washington		×	×	×	×
Minnesota		×	○	昼まで	×	West Virginia		○	○	最大3時間	○
Mississippi		×	×	×	×	Wisconsin		×	×	最大3時間	×
Missouri		×	×	最大3時間	×	Wyoming		×	最大1時間	最大1時間	×

8 ミネソタ州の昼までの休暇を含む。

14 選挙当日の投票所近くでの選挙運動

選挙当日の投票所近くでの選挙運動については、ノースダコタ州およびバーモント州以外では認められているが、投票所からの距離が決められている。ニューハンプシャー州およびペンシルベニア州では、投票所から10フィートと短い、ルイジアナ州では投票所から600フィート離れなくてはならないとしている。

15 出口調査の規制

出口調査の規制を行っている州が28州ある。その他の州ではアイオワ州のように投票所のドアの外であれば良い州、サウスダコタ州のように投票所から100フィート離れば良い州など様々である。

選挙の当日の選挙運動及び出口調査の規制

(出典: Federal Election Commission(FEC)資料より作成)

区分 州名	ELECTIONEER ING BANNED WITHIN	EXIT POLLING BANNED	区分 州名	ELECTIONEER ING BANNED WITHIN	EXIT POLLING BANNED
Alabama	30 FT	×	Montana	200 FT	投票所の外
Alaska	200 FT	×	Nebraska	200 FT	20 FT
Arizona	75 FT	75 FT	Nevada	100 FT	×
Arkansas	150 FT	100 FT	New Hampshire	10 FT	地方団体により異なる。
California	100 FT	×	New Jersey	100 FT	100 FT
Colorado	100 FT	地方団体により異なる。	New Mexico	100 FT	50 FT
Connecticut	75 FT	×	New York	100 FT	100 FT
Delaware	50 FT	×	North Carolina	50 FT	50 FT
Florida	50 FT	50 FT	North Dakota	×	×
Georgia	150 FT	25 FT	Ohio	100 FT	×
Hawaii	200FT	×	Oklahoma	300 FT	50 FT
Idaho	100 FT	×	Oregon	100 FT	100 FT
Illinois	100 FT	×	Pennsylvania	10 FT	×
Indiana	50 FT	×	Rhode Island	50 FT	50 FT
Iowa	300 FT	ドアの外	South Carolina	200 FT	×
Kansas	250 FT	×	South Dakota	100 FT	100 FT
Kentucky	500 FT	×	Tennessee	100 FT	×
Louisiana	600 FT	×	Texas	100 FT	100 FT
Maine	250 FT	×	Utah	150 FT	×
Maryland	100 FT	○	Vermont	×	×
Massachusetts	150 FT	×	Virginia	40 FT	40 FT
Michigan	100 FT	20 FT	Washington	300 FT	×
Minnesota	100 FT	×	West Virginia	300 FT	×
Mississippi	30 FT	×	Wisconsin	100 FT	×
Missouri	25 FT	25 FT	Wyoming	300 FT	×

第2章 高齢者および身体障害者に対する選挙対応

1 情報提供(演説会、TV討論等)

米国では、必ずしもすべての番組に字幕を義務付けてはいないが、公的なサービスの発表や政府広報などには、字幕をつけることが要求されている。また、ホテル、病院および公共施設では、すべてのテレビに字幕をつけるよう定められている。

なお、公の場所等で障害を持つ者が、情報を得ることにに関して障害を理由に差別を受けないよう主に下記の3つの法律により権利を守られている。

(1) 「障害を持つアメリカ人に関する法律」(1990年) (Americans with Disabilities Act)

「障害を持つアメリカ人に関する法律」(以下「ADA法」という。)は、1990年7月に成立した。ADA法は、「雇用」・「公共サービス」・「公衆用施設等」・「通信」・「雑則」の5部構成となっている。この法律は、障害を持つ個人に対し、公共的機関・民間事業者が提供する各種サービスや雇用の面で、健常者との機会均等を図ろうとするものであり、障害に基づく差別を広く禁じている。

(2) 「テレビデコーダ回路法」(1990年) (Television Decoder Circuitry Act)

テレビデコーダ回路法は、米国で販売される13インチ以上のテレビには必ず字幕デコーダをつけなくてはならないという法律である。

(3) 「電気通信法」(1996年)(Telecommunications Act)

電気通信法は、新規に作成されるすべてのテレビ放送用ビデオプログラム(ニュースや映画などを含む。)の提供者が、100%クローズド・キャプションをつけることを義務付けた。

2 投票所におけるバリアフリーおよび投票所へのアクセスを容易

にする取組み

(1) 投票所におけるバリアフリー

第1章9「投票所」において述べたように投票所の多くは公共の施設を利用している。

ADA法 第3部「公衆用施設等」の規定により、公衆の利用に供される施設（ホテル、レストラン、劇場、博物館等）を管理運営する民間事業者に対し、障害者がこれらの施設を容易に利用できるよう整備すべき旨を規定している。民間事業者は、一般に提供する商品、サービス、施設設備等について障害者を差別してはならず、

- ① 新設の建物は障害者にとっても容易に利用可能なものに整備すること。
- ② 既存の建物についても実現可能な範囲内でその改変を行うこと。
- ③ サービス提供の方針に適切な障害者施策を盛り込むこと（企業活動に支障が及ぶほどの経済的負荷がかかる場合等を除く。）。
- ④ 特定のサービスからの障害者の排除や一般顧客からの分離・区別を避けること。

などが要請されている。

ADA法は新規に建設される建物から適用されることから、現在のところ各投票所の76%以上は障害者の投票所へのアクセスに何らかの障害を持っている。

	投票所の設置場所	投票所に少なくとも一つは障害者の障害となる問題がある。
学校	24%	78%
図書館又はコミュニティセンター	21%	90%
教会	18%	82%
市役所又は合同庁舎	14%	91%
警察又は消防署	9%	76%
宿舎	4%	93%
その他	10%	78%

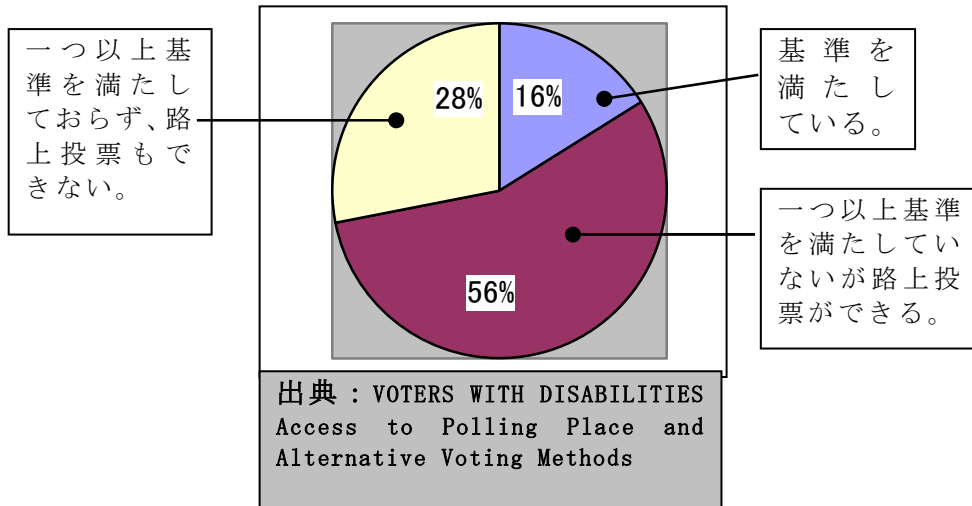
出典：General Accounting Office

「VOTERS WITH DISABILITIES Access to Polling Place and Alternative Voting Methods」より作成

(2) 投票所へのアクセス等

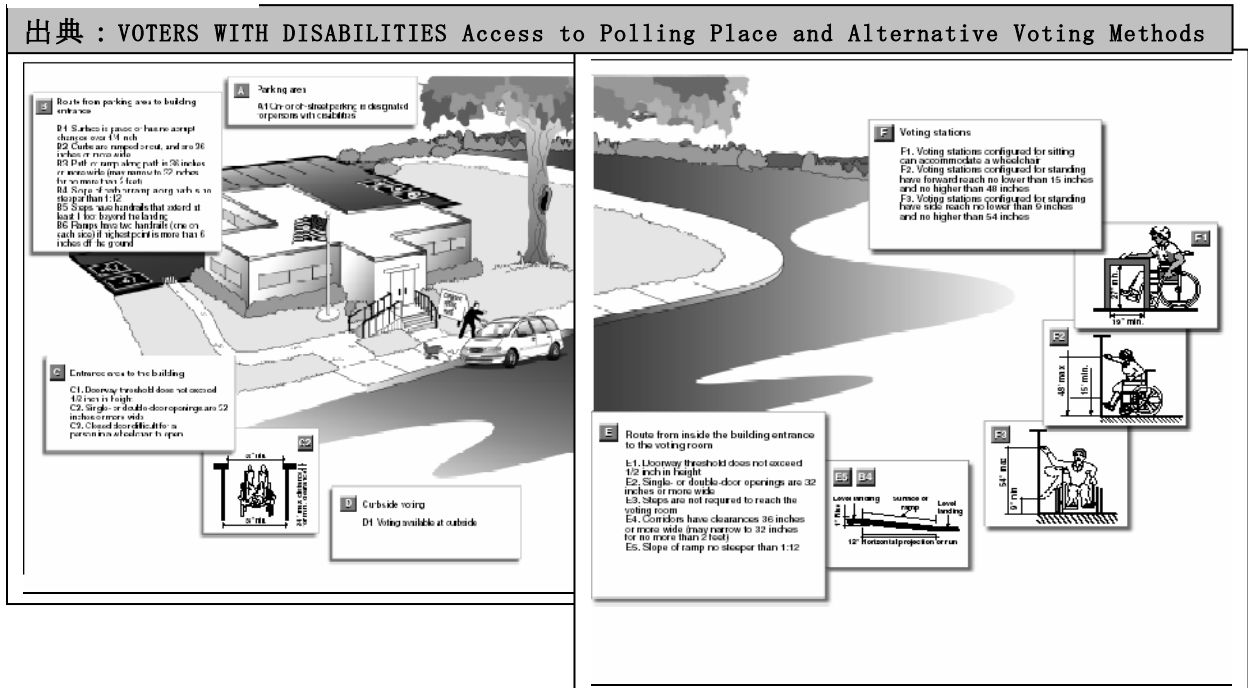
高齢者および障害者が選挙の投票所へのアクセスを容易にするための技術的な援助について「高齢者および障害者投票アクセス法」（1984年）（Voting Accessibility for the Elderly and Handicapped Act）

以下「VAEHA 法」という。)に規定されている。投票所では、下記①から⑥の基準が満たされるよう求められており、全ての条件が満たされると図1-2のようになる。また、下記のグラフは全投票所での調査結果である。



- ① 高齢者および障害者用の駐車場の確保
- ② 駐車場から投票所までの道路の基準
- ③ 投票所の入り口の基準
- ④ Curbside Voting（路上投票）を可能にする。
- ⑤ スロープの設置
- ⑥ 車いす利用者用の投票ブース

(図1-2)



投票所へのアクセスを容易にする方法の一つとして、路上投票 (Curbside Voting)¹という投票方法があるが、基本的な方法として物理的なハンディキャップを持っているまたは65歳以上の有権者が、車から降りて登録してある投票所に補助無しで入れない場合、投票所にいる選挙立会人が有権者の車まで行き、投票用紙を受け取ることにより、車中で投票できるものである。(州により規定が異なる。)

また、VAEHA法には、高齢者および障害者が投票所に行くことができない場合、郵便による投票等の他の代替投票の手段を講じなければならないことが規定されている。

(3) 各州の状況

- ① 全ての投票所に容易に行くことができるようにする義務を課している州：投票所によっては、高齢者および障害者用の対策がなされていない所もあるが、そのような状況を無くし投票所に容易に行くことができるよう法律で定めている州は36州、制度を採用している州は6州
- ② 投票所に容易に行くことができるようにする基準を設けている州：法律で定めている州は23州、制度を採用している州は18州
- ③ 投票所に容易に行くことができるようになっているかの調査制度を設けている州：法律で定めている州は15州、制度を採用している州は14州
- ④ 投票所に容易に行くことができるようになっているかの報告制度を設けている州：法律で定めている州は10州、制度を採用している州も10州
- ⑤ 投票所に何らかの障害があり、行くことが難しい投票所の場所の広報義務を設けている州：投票所によっては、高齢者および障害者用の対策がなされていない所があるが、そのような投票所の情報を広報するよう法律で定めている州は12州、制度を採用している州は7州
- ⑥ 選挙の当日の投票所の変更制度を設けている州：障害を持つ選挙人が指定されている投票所に行けなくなった場合に投票所を変更できる制度を法律で定めている州は22州、制度を採用している州は4州
- ⑦ 選挙の当日に路上投票が可能な州：法律で定めている州は28州、制度を採用している州は3州

この他にもニューヨーク州のワレンカウンティでは、投票所に行くことが出来ない人のために送迎バスを運行している。また、ペンシルバニア州の州法では、投票所に行けない老人のために老人ホームで投票することを

¹ Curbside Voting:物理的なハンディキャップを持っている又は65歳以上の有権者が、登録してある投票所に補助無しで入れない場合、投票所の責任者に運転してきた車の中等で投票することができるよう依頼し投票することができる。(州により規定が異なる。)

要求することができる」と規定している。

各州における高齢者及び障害者への対応

州名	投票所へのアクセシビリティ						
	全ての投票所に容易に行くことができるようにする義務	投票所に容易に行くことができるようにする基準	投票所に容易に行くことができるようになっているかの調査制度	投票所に容易に行くことができるようになっているかの報告制度	投票所に何らかの障害があり、行くことが難しい投票所の場所の広報義務	選挙の当日の投票所の変更制度	選挙の当日に路上投票が可能
Alabama	有	有	×	×	×	×	×
Alaska	有	有	有	×	×	有(法定)	有(法定)
Arizona	有	有	有	×	有	有	有
Arkansas	有(法定)	有	有(法定)	有(法定)	×	×	有(法定)
California	有(法定)	有	有	有	有(法定)	有(法定)	有(法定)
Colorado	×	有(法定)	×	×	有(法定)	有(法定)	有(法定)
Connecticut	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有	有	有	×
Delaware	有(法定)	×	×	×	有(法定)	有(法定)	×
Florida	有(法定)	有(法定)	×	×	×	×	×
Georgia	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×	×	×
Hawaii	×	有	×	×	×	×	有(法定)
Idaho	有(法定)	有(法定)	×	×	×	有	有(法定)
Illinois	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×	有(法定)	有(法定)	有(法定)
Indiana	有(法定)	有	×	有	×	有(法定)	×
Iowa	有	有	有	×	有	×	有(法定)
Kansas	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×	×	×	有(法定)
Kentucky	有(法定)	有	有	有	×	×	有(法定)
Louisiana	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有
Maine	有(法定)	有(法定)	×	×	×	×	有(法定)
Maryland	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有	有	有(法定)	×
Massachusetts	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有	×	×	有(法定)
Michigan	有(法定)	有	有	有	有	有	×
Minnesota	有(法定)	有(法定)	×	×	×	×	有(法定)
Mississippi	×	×	×	×	×	×	有
Missouri	×	×	×	×	×	有(法定)	有(法定)
Montana	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)
Nebraska	有(法定)	有(法定)	×	×	×	×	有(法定)
Nevada	有(法定)	×	有	有	×	×	有(法定)
New Hampshire	有(法定)	有(法定)	×	×	×	×	×
New Jersey	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×
New Mexico	有(法定)	有	有(法定)	×	×	×	×
New York	有(法定)	有(法定)	×	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×
North Carolina	有	有	有	有	×	有(法定)	有(法定)
North Dakota	有(法定)	有	有	×	×	×	×
Ohio	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有	×	×	有(法定)
Oklahoma	有(法定)	有	有	有(法定)	×	有(法定)	有(法定)
Oregon	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)
Pennsylvania	×	×	×	×	×	×	×
Rhode Island	有(法定)	有(法定)	有	×	有(法定)	有(法定)	有(法定)
South Carolina	有(法定)	×	×	×	有	有(法定)	有(法定)
South Dakota	×	×	×	×	×	×	×
Tennessee	有(法定)	有	×	×	有(法定)	有(法定)	×
Texas	有(法定)	有(法定)	有	×	×	×	有(法定)
Utah	×	×	×	×	×	×	×
Vermont	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×	有(法定)	有(法定)
Virginia	有(法定)	有	有	×	×	×	有(法定)
Washington	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×
West Virginia	有	有	×	×	×	有(法定)	有(法定)
Wisconsin	有(法定)	有	有	×	有	有(法定)	有(法定)
Wyoming	×	×	×	×	×	×	×

出典：General Accounting Office

「VOTERS WITH DISABILITIES Access to Polling Place and Alternative Voting Methods」より作成

3 投票時の対応（車いすの使用、投票機器）

(1) 投票時に車いすを使用することができる場所の提供義務

投票時に車いすのまま投票ブースに入れるようにすることを法律で義務づけている州は 17 州、制度を採用している州は 15 州あり、その他の州では各投票所で必要があれば対応している。

(2) 投票機器

① 一人で利用できる投票機器の供給義務

投票の補助なく一人で投票機器を使用できるようにする義務を法律で定めている州は 13 州、制度を採用している州は 10 州あり、その他の州では各投票所で必要があれば対応している。

② 高齢者および障害者に対応した投票機器の例

<障害者用 eSlate>

<p>通常の eSlate にヘッドフォンと項目選択ボタン（赤・緑）を取り付けるだけで、障害者用に対応。プレスコンローラー接続可</p>		<p>視覚障害者用ヘッドホン</p>
<p>項目選択ボタン（緑）：ボタンを押すと決定。</p>	<p>項目選択ボタン：ボタンを押すと次の項目にカーソルが移動する</p>	



4 視覚障害者への対応（投票用紙）

(1) 点字の活用（視覚障害者への対応）

- ① 点字投票用紙または他の方法での投票の機会を提供する義務

ロードアイランド州、テキサス州およびバーモント州では点字等の使用を州法で定めており、ケンタッキー州、ノースカロライナ州およびバージニア州では制度を採用している。その他の州では各投票所で必要があれば対応している。

- ② ロードアイランド州における点字

(Braille ballot:ブライバレット)の活用について

ロードアイランド州に選挙人登録をしており、点字投票を希望する有権者は、書面にて、自分の登録しているカウンティの選挙管理委員会あてに投票日の45日前までに申し込みをしなければならない。申込用紙は、州の専用申込書を使用するか、使用しない場合には、

ア 希望する者の名前、登録してある住所

イ 昼間の連絡用電話番号

ウ 点字投票の申請対象選挙が、次の選挙だけか、永久的な申請か

エ 自分の指示する政党（予備選挙の際の投票に使用する。）

オ 投票所での投票または郵便での投票どちらを希望するか。（もし、郵便での投票を希望する場合には、不在者投票の申請をしなくてはならない。）

カ 録音等音声機器を利用する場合には、自分のテープレコーダとマイク付きのヘッドセットを用意しなければならない。

キ 申請者のサイン

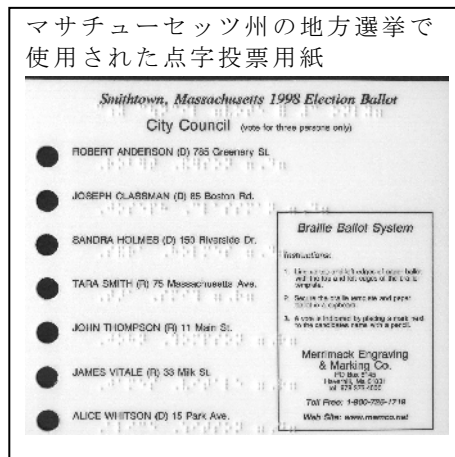
が必要である。

(2) 大きなサイズの投票用紙・ルーペ等拡大鏡の供給義務

通常の見えにくい者用に表示を大きくした物または持ちやすいよう大きくした投票用紙等の準備をネバダ州およびテキサス州では法律で定めており、アーカンソー州およびケンタッキー州では制度を採用している。そのほかの州では各投票所で必要があれば対応している。

また、7州でルーペ等拡大鏡の準備を法律で定めており、14州で制度を採用している。なお、VAEHA法は、高齢者および聴覚障害者のためにTDD (Telecommunication Device for the Deaf)²のサービスを受け

マサチューセッツ州の地方選挙で使用された点字投票用紙



² TDD (Telephone Device for Deaf) : 聴覚障害者用電話機。キーを打ってディスプレイに表示される文字を読むことで相手と会話する。

ることが可能にすること、大きなディスプレイをつける等規定している。

5 高齢者および障害者のための不在者投票

(1) 郵送による投票（不在者投票）について

在宅からの郵送による投票は、「高齢者および重度の疾患または身体障害がある者」または「不在者投票に理由がいない州」で、郵送による投票（不在者投票）が認められる。（第1章11「不在者投票」②「不在者投票の理由」参照）

(2) 永久的な不在者投票

通常は、選挙毎に不在者投票申請用紙を提出しなくてはならないが、一度不在者投票の申請を行えば自動的に不在者投票用紙が送られてくる制度を法律で定めている州は、17州ある。

(3) 郵送による投票用紙が選挙の当日後に届いても有効

9州では、選挙の当日後に不在者投票用紙が届いても選挙の当日以前の消印があれば有効としている。

6 痴呆性老人および知的障害者の選挙権

裁判所等による精神的無能力者の決定があれば、選挙人登録ができないとする州では、投票をすることができないが、それ以外の場合、基本的には痴呆性老人および知的障害者に対する選挙権の制限はない。（第1章5「選挙人登録」(2)「選挙人登録要件（選挙権を有する者）」参照）

7 少数民族の言語による選挙時の情報提供

アメリカ合衆国憲法修正第15条第一節³は、投票権の保障について規定されているが、実際には1965年に投票権法(Voting Right Act.)が成立するまで、投票権の保障はされていなかった。投票権法は、「読み書きテスト」⁴を廃止させるとともに投票を妨げるような一切の制度を禁じた。

投票権法は1971年の改正で最低投票年齢が18歳に引き下げられ、1975年に少数民族の言語による情報提供について規定した投票権法第203項が定められた。

(1) 投票権法第203項の概要

① 条項

第203項は「州および州内の管轄区において、登録、投票通知、申

³ 「合衆国市民の投票権は、人種、体色または過去における労役の状態を理由として、合衆国または州によって拒否または制限されることはない。」

⁴ 憲法修正第15条の規定にかかわらず、選挙の際、教育が十分に行き届いておらず、読み書きができないアフリカ系を実質的に排除し続けていた。

し込み用紙、記入説明、補助説明または投票用紙を含め、選挙手続きに関する関連文書または情報を提供する場合、英語および該当する少数民族の言語で上記の文書および情報を提供するものとする。」と規定している。

② 管轄区

行政的小区域(通常カウンティであるが、州によっては町または市)内の全有権者数のうち、一万人以上または5パーセントに当たる有権者が、単一少数民族言語グループを構成しているとともに識字率および英語の能力が低い場合、その地域を管轄区域と定める。また、政府指定インディアン保留地のために別途定める決議によって選挙管轄区を定めることもできる。

選挙管轄区の決定は、最新の国勢調査のデータに基づき、国勢調査局長により行われる。また、管轄区リストは、司法省公民権局投票課のサイトに掲載されている。<http://www.usdoj.gov/crt/voting/>

各州における投票権法第203項の選挙管轄区の状況

	管轄区	Hispanic	American Indian	Chinese	Filipino	Vietnamese	Korean	Japanese	Aleut	Eskimo	Athabaskan	Native
Alaska	28		8		1				3	8	5	3
Arizona	22	6	16									
California	44	26	3	6	3	3	2	1				
Colorado	12	8	4									
Connecticut	7	7										
Florida	11	8	3									
Hawaii	4			1	2			1				
Idaho	5		5									
Illinois	3	2		1								
Kansas	6	6										
Louisiana	1		1									
Maryland	1	1										
Massachusetts	6	6										
Michigan	1	1										
Mississippi	9		9									
Montana	2		2									
Nebraska	2	1	1									
Nevada	7	1	6									
New Jersey	7	7										
New Mexico	39	22	17									
New York	11	7		3			1					
North Dakota	2		2									
Oklahoma	2	2										
Oregon	1		1									
Pennsylvania	1	1										
Rhode Island	2	2										
South Dakota	19		19									
Texas	108	105	2			1						
Utah	2		2									
Washington	4	3		1								

U.S. Department of Justice Civil Right Division Voting Section
「Federal Register/Vol. 67, No. 144/Friday, July 26, 2002/Notices」より作成

③ 言語

第203項で定める少数民族言語グループとは、歴史上、政治過程により、排除されてきた言語グループであり、具体的には、スペイン人、アジア人、アメリカ原住民、アラスカ原住民の各グループ。

④ 選挙の範囲

管轄区内で行われる予備選挙、一般選挙、国民投票および各市の選挙等すべての選挙に適用される。

⑤ 提供すべき情報

英語で提供されている情報はすべて少数民族言語でも提供しなければならない。

この中には、投票用紙だけでなく、選挙人登録に関する情報、実際の投票および投票会場での質問まで選挙関連の情報すべてを含む。(投票者登録、立候補者資格、投票会場通知、投票用紙見本、説明用紙、投票者用選挙パンフレット、不在者投票と正規の投票)

書面による正確な情報の翻訳が求められるとともに、口頭によるアシスタントサービスも同様に提供しなければならない。識字能力が低い場合は、いかなる場面でも口頭による説明が特に重要となる。

選挙当日は、少なくとも選挙区数カ所にバイリンガルの選挙従事者を配置することが求められ、カウンティ又は市庁には、英語を話す投票者に提供するサービスと同様に、少数民族の言語で質問に答えられる能力を持つ職員を配置しなければならない。

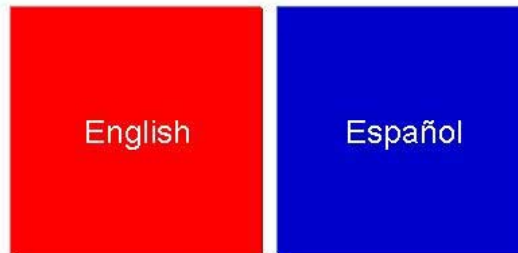
(2) 司法省(U. S. Department of Justice)の役割

- ① 通知：司法省は、管轄区が第 203 項の定める地域である場合、その管轄区にこれを通知し、少数民族コミュニティーにも連携を取り、当該法の主旨を徹底する。
- ② 援助：同省は管轄区に情報を提供し、当該法の遵守計画に関する質問に答える。
- ③ 施行：同省は、連邦法違反の申し立てがあった場合、これを調査追求し、適切な強制措置を取る。

e Slate における言語選択画面

Select Your Language

1. Rotate the **SELECT** wheel until the language you want is highlighted in red.



2. Press **ENTER** to make your selection.



投票所内等での障害者への対応

区分 州名	車いすの使用・投票機器		視覚障害者への対応			不在者投票制度	
	投票時に車いすを使用することができる場所の提供義務	一人で利用できる投票機器の供給義務	点字投票用紙又は他の方法での投票の機会を与える義務	大きなサイズの投票用紙の供給義務	ルーペ等拡大鏡の供給義務	郵送による投票用紙が選挙の当日後に届いても有効*	永久的な不在者投票制度
Alabama	×	×	×	×	有	×	×
Alaska	有	×	×	×	有	有(法定)	有(法定)
Arizona	有	有	×	×	×	×	×
Arkansas	有	有(法定)	×	有	有	×	×
California	有	有	×	×	有	×	有(法定)
Colorado	×	×	×	×	×	×	×
Connecticut	有(法定)	有(法定)	×	×	有	×	×
Delaware	×	×	×	×	×	×	×
Florida	×	×	×	×	×	×	×
Georgia	有(法定)	×	×	×	×	×	×
Hawaii	有	有	×	×	有	×	×
Idaho	有	有	×	×	×	×	×
Illinois	×	有(法定)	×	×	有(法定)	×	×
Indiana	×	×	×	×	有	×	×
Iowa	有(法定)	×	×	×	×	有(法定)	×
Kansas	×	×	×	×	×	×	有(法定)
Kentucky	有	有	有	有	有	×	×
Louisiana	有(法定)	有	×	×	×	×	有(法定)
Maine	×	×	×	×	有(法定)	×	×
Maryland	有	有(法定)	×	×	×	有(法定)	×
Massachusetts	有(法定)	有(法定)	×	×	×	×	有(法定)
Michigan	有	有(法定)	×	×	有	×	×
Minnesota	有(法定)	×	×	×	×	×	有(法定)
Mississippi	×	×	×	×	×	×	有(法定)
Missouri	×	×	×	×	×	×	有(法定)
Montana	有(法定)	×	×	×	×	×	×
Nebraska	有(法定)	×	×	×	×	有(法定)	×
Nevada	有(法定)	有(法定)	×	有(法定)	×	×	×
New Hampshire	有(法定)	×	×	×	×	×	×
New Jersey	×	×	×	×	×	×	有(法定)
New Mexico	有(法定)	有(法定)	×	×	有(法定)	×	×
New York	有(法定)	有(法定)	×	×	×	有(法定)	有(法定)
North Carolina	有	有	有	×	有	×	×
North Dakota	有	有	×	×	有	有(法定)	×
Ohio	×	有(法定)	×	×	×	×	×
Oklahoma	有	有	×	×	有(法定)	×	×
Oregon	有(法定)	×	×	×	有(法定)	×	有(法定)
Pennsylvania	×	×	×	×	×	×	×
Rhode Island	×	有(法定)	有(法定)	×	×	×	有(法定)
South Carolina	×	×	×	×	有	×	×
South Dakota	×	×	×	×	×	×	×
Tennessee	×	×	×	×	×	×	有(法定)
Texas	有(法定)	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×	×	×
Utah	有(法定)	×	×	×	×	有(法定)	有(法定)
Vermont	有(法定)	有(法定)	有(法定)	×	有(法定)	×	×
Virginia	有	有	有	×	有	×	×
Washington	有(法定)	×	×	×	有(法定)	有(法定)	有(法定)
West Virginia	有	×	×	×	×	有(法定)	有(法定)
Wisconsin	有	×	×	×	有	×	有(法定)
Wyoming	×	×	×	×	×	×	×

* ほとんどの州で、選挙の当日以前の消印が必要

General Accounting Office

「VOTERS WITH DISABILITIES Access to Polling Place and Alternative Voting Methods」より作成

8 カリフォルニア州ロサンゼルスカウンティにおける高齢者および障害者に対する取り組み

(1) 投票日前までのサービス

- ① 聴覚障害がある者へのサービス
聴覚障害がある市民は、誰でも TDD (Telecommunication Device for the Deaf)⁵のサービスを受けることができる。



- ② カセットテープレコーディングサービス
州およびカウンティの予備選挙と総選挙のための投票パンフレットの情報が録音されたカセットテープを視覚障害がある市民なら誰でも選挙日の約 4 週間前に図書館又は盲人協会等で受け取ることができる。

- ③ 永久的な不在者投票
カリフォルニア州法は、指定された障害⁶を持つ者の配偶者または扶養者が「永久的な不在者投票者」としての地位を本人の代わりに申請することを認めている。

- ④ 郵便による投票
どんな有権者も郵便による投票をすることができる。郵便による投票を希望する有権者は、投票用紙の見本の冊子の後についている申込書を選挙管理委員会に送付し、郵便による投票の投票用紙を申し込む。もし、普通の手紙にて申し込みをする場合は、一人一枚、一選挙ごとに投票日の 7 日前までに選挙管理委員会事務所に自宅の住所および不在者投票用紙を送付する住所および署名を同封して郵送する必要がある。

- ⑤ 緊急の不在者投票
選挙の当日まで 7 日を切った後 (締切りが過ぎた後)、急に選挙の当日に投票ができなくなった場合にも郵便による不在者投票をすることができる。希望する者は、偽証をしていない旨の署名をした申請書を選挙管理委員会事務局に郵送しなければならない。



- ⑥ 近隣地区での投票所の設置
カリフォルニア州法は、有権者数が 1,000 人を超えた場合に 1 カ所投票所を設置しなくてはならないとしている。このため、障害を持つ

⁵ TDD (Telephone Device for Deaf) : 聴覚障害者用電話機。キーを打ってディスプレイに表示される文字を読むことで相手と会話する。

⁶ 指定された障害: 片方の手足を失ったまたは動かない者、両手足を失ったまたは動かない者、片手若しくは片足を失う持っ者、杖、松葉杖、歩行器または車いすを使わなくては動くことができない者、肺病に罹患している者、盲目の者、心疾患がある者、下肢関節の可動に著しい障害がある者、移動することに著しく困難がある者

者は近隣の者と投票所に行き、気軽に安全に投票することができる。

⑦ 投票所へのアクセス

車いすを使用している者が、アクセス可能な投票所⁷は投票用紙の見本の冊子に記載されている。自分の投票所にアクセス不可能であれば、予め選挙管理委員会事務局に電話をしておけば、近くの投票所に行って投票⁸することができる。

(2) 選挙日当日のサービス

① 車いす使用者へのサービス

全ての投票所に車いす対応のブースが用意されている。

② 投票介助

カリフォルニア州法では、投票に介助が必要な投票者は誰でも介助が受けられると規定している。

介助を受ける者は、選挙管理委員会職員又は介助する者を選択することができる。自分で投票が出来ない場合は、介助者を二人選び⁹投票を介助させることができる。

③ 投票機器

電子投票機器を2000年11月の予備選挙に9カ所の投票所に設置し、22,000人が使用して好評を得た。電子投票機器には、視覚障害者等障害を持つ者に対応する装置がついており、障害を持つ者が独自で投票できるようになっている。(全ての投票所には配備されていない。)

また、1992年の投票権法改正により、対象となる言語で補助を必要とすると申請した有権者、または英語以外の言語を母国語とする市民が集中する地区に居住する有権者に対し、一定の条件を満たせば、投票の際の補助を提供することが義務づけられている。

他にも

- ・ 投票所の場所、バイリンガル有権者登録カード、不在者投票用紙、投票用紙見本などを請求および問い合わせ。
- ・ 翻訳された選挙資料の自宅への郵送
- ・ 指定投票所での投票補助のサービスを行っている。

④ 投票所の外での投票(Curbside Voting)投票機器

投票所の投票場所へ障害のため行くことが出来ない場合は、選挙管理委員会職員の介助により投票所の外で、投票することができる。

⑤ 障害者用投票用紙の準備

全ての投票所に標準の表示では見えない者用に表示を大きくしたものを準備している。また、持ちやすいように大きくしたカードを用意している。

⁷ 現在、ロサンゼルスカウンティの93%の投票所が車いすでのアクセス可能。

⁸ 地域によって投票用紙が異なるが、予め連絡をすることにより、自分の地域の投票用紙を準備してもらうことができる。

⁹ 自分の雇用者、雇用者の代理人、組合の長又は組合の職員は介助人になれない。

ロサンゼルスカウンティの高齢者および障害者用に作成されたパンフレット

POLLING PLACE AND VOTING ACCESSIBILITY ISSUES

Streamlining Voting Services For Voters With Specific Needs

2001



Los Angeles County
REGISTRAR-RECORDER/COUNTY CLERK

Conny B. McCormack
Registrar-Recorder/County Clerk

12400 Imperial Highway - Norwalk, CA 90650 - (562)462-2716